

中標津町耐震改修促進計画

2018（平成 30）年 3 月

中標津町

目 次

序. はじめに	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 対象区域・対象建築物	3
4. 計画期間	3
5. 計画の構成	3
1. 耐震化の現況と課題	4
1-1. 中標津町における主な地震被害と想定される地震規模	4
1-2. 住宅・建築物の耐震化の現況	9
1-3. 多数利用建築物等の現況	13
1-4. 中標津町が所有する公共建築物の耐震化の現況	21
1-5. 関連計画の整理	22
1-6. 現況調査からみた課題	25
2. 耐震診断・改修に関する住民意向	26
2-1. 住民アンケート結果	26
3. 建築物の耐震化の目標	38
3-1. 建築物の耐震化の目標	38
3-2. 中標津町が所有する公共建築物の耐震化の目標	41
3-3. 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化の方針	44
4. 耐震化に向けた施策	45
4-1. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備	46
4-2. 啓発・知識の普及	51
4-3. 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	53
4-4. 所管行政庁との連携	54
5. 計画の推進に向けて	56
資料編	57

序. はじめに

1. 計画の目的

中標津町耐震改修促進計画は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを通し、安全で住み心地の良い暮らしの実現を目的として2008(平成20)年3月に策定しました。

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超える巨大地震が発生し、それに伴う津波を含めて、甚大な被害をもたらしました。今後も日本各地で大規模地震の発生が予測されており、一層の耐震化促進を図るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断の義務付け等が盛り込まれた改正耐震改修促進法が2013(平成25)年11月に施行されました。

2016(平成28)年3月に改正された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を受け、北海道においても同年5月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しを行っています。

これら国の方針及び「北海道耐震改修促進計画」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、2020(平成32)年度までに少なくとも95%にすることを目標としています。

中標津町では、当初計画が2015(平成27)年3月に計画期間が終了したことから、中標津町においても、国及び北海道の目標と整合性を図りながら、「中標津町耐震改修促進画」(以下「本計画」という。)を見直すものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づき定めます。

計画策定にあたっては、耐震改修促進法「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（最終改正2016（平成28）年1月国土交通省告示第529号）、2016（平成28）年5月に策定された「北海道耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、地域防災計画などの中標津町の関連計画と整合を図りつつ定めるものです。

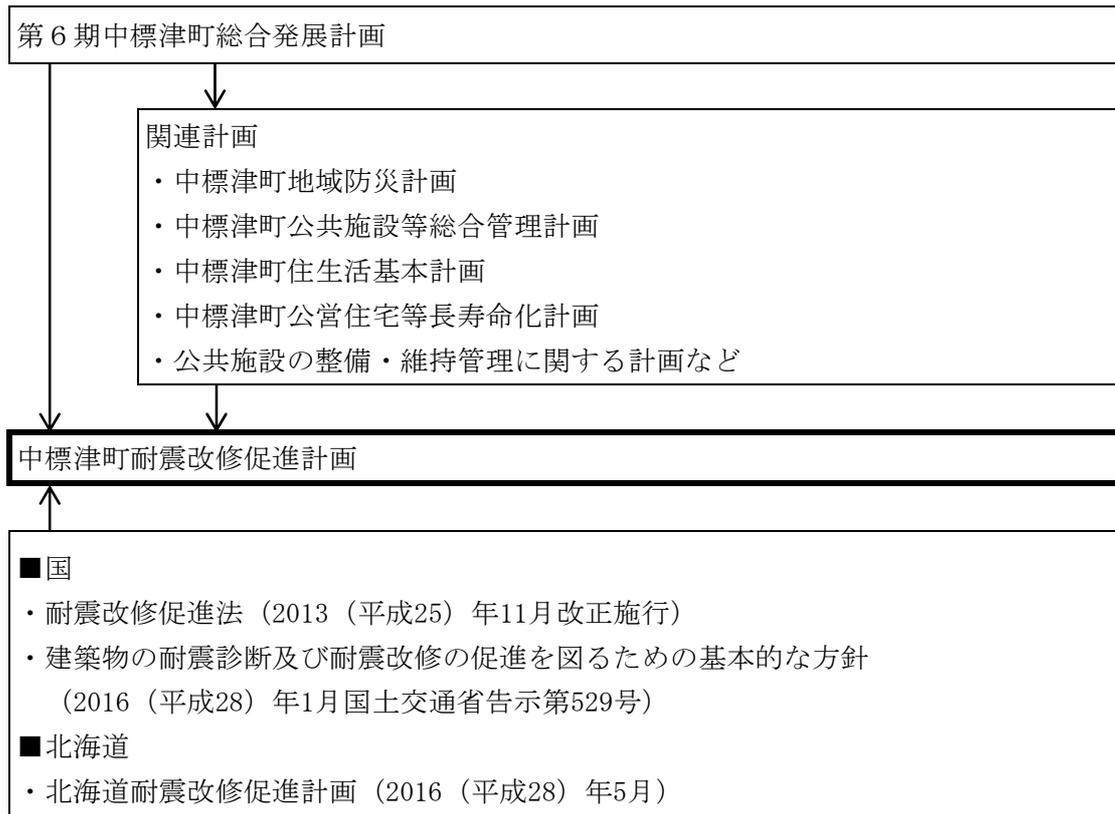


図 1-1 計画の位置づけ

3. 対象区域・対象建築物

計画対象区域は、中標津町行政区域全域とします。

対象建築物は、建築基準法における新耐震基準（1981（昭和56）年6月1日施行）導入以前に建築された建築物すべてとします。

4. 計画期間

計画期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間とします。

なお、社会情勢等が大きく変化するなど計画の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うものとします。

5. 計画の構成

計画の構成は、以下のとおりです。

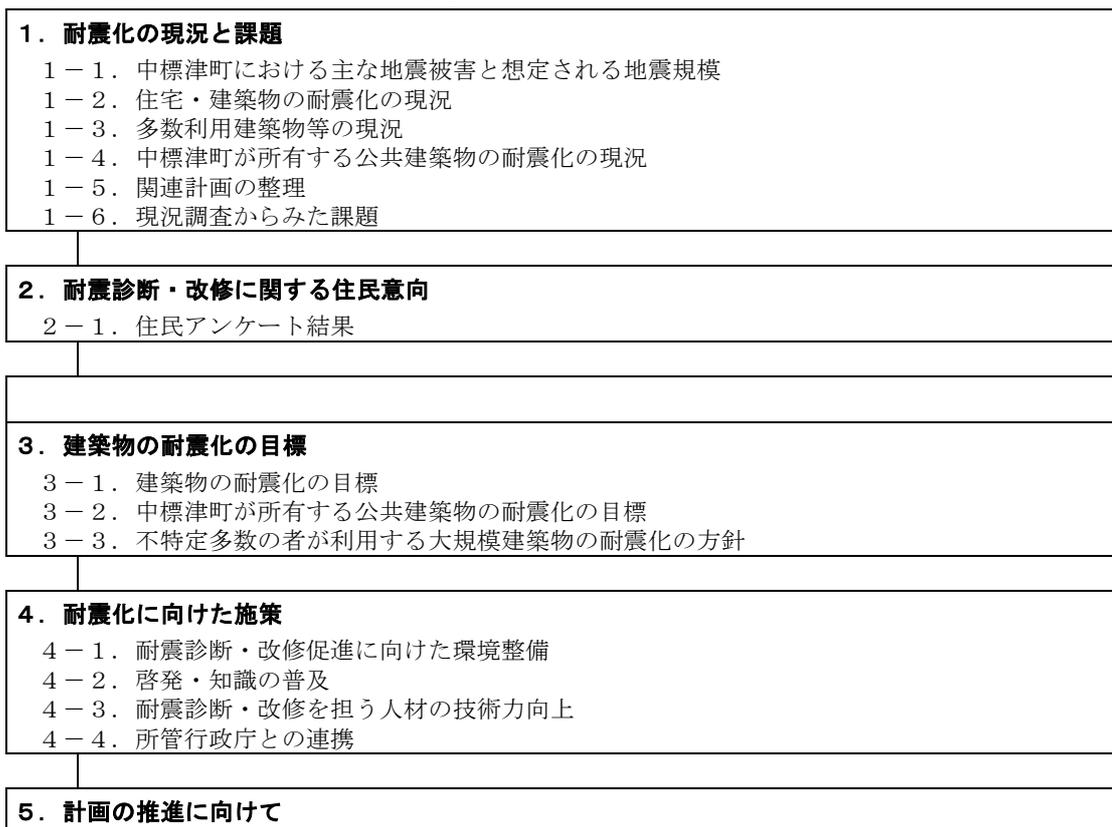


図 1-2 計画の構成

1. 耐震化の現況と課題

1-1. 中標津町における主な地震被害と想定される地震規模

(1) 中標津町における主な地震被害

中標津町における主な地震被害は、以下のとおりです。

1994（平成6）年に発生した北海道東方沖地震では、地震規模はマグニチュード8.2を記録し、住宅倒壊破損は約3,500世帯に及びました。

表 1-1 1989（平成元）年以降の中標津町における主な地震被害

発生年月日 震央地名「地震名」	規模 (M)	震度 (最大)	被害状況
1993（平成5）年1月15日 釧路沖 「平成5年釧路沖地震」	7.5	5 (6)	総被害額 350,000 千円
1994（平成6）年10月4日 北海道東方沖 「平成6年北海道東方沖地震」	8.2	5 (6)	重軽傷者117人、住宅倒壊被害3,499棟、 自主避難3世帯、避難勧告17世帯 被害総額 9,500,000千円
2013（平成25）年2月2日 十勝地方南部	6.5	4 (5強)	公立文教施設被害1箇所 被害総額 125 千円

資料：気象庁データ、北海道地域防災計画（資料編）（2017（平成29）年5月修正）を参照
中標津町地域防災計画（2014（平成26）年3月）を基に編集

※「規模（M）」欄の数値は、マグニチュードを表す。

※「震度（最大）」欄の数値は、上段に中標津町の震度、下段（ ）内に最大震度を表す。

※地震名の「 」は気象庁により命名された地震を表す。

(2) 想定される地震規模

① 想定される地震

北海道では、2016（平成 28）年度に「地震被害想定等調査」を策定し、北海道の防災対策を検討するための対象地震として、24 地震 54 断層モデルを抽出しました。

これらの地震について、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所（以下「北総研」という。）から提供された 250mメッシュの震度データをもとに、中標津町役場が位置するメッシュについて、最も震度階級が大きい地震を想定地震とします。

結果、本計画における想定地震は「標津断層帯による地震」とします。

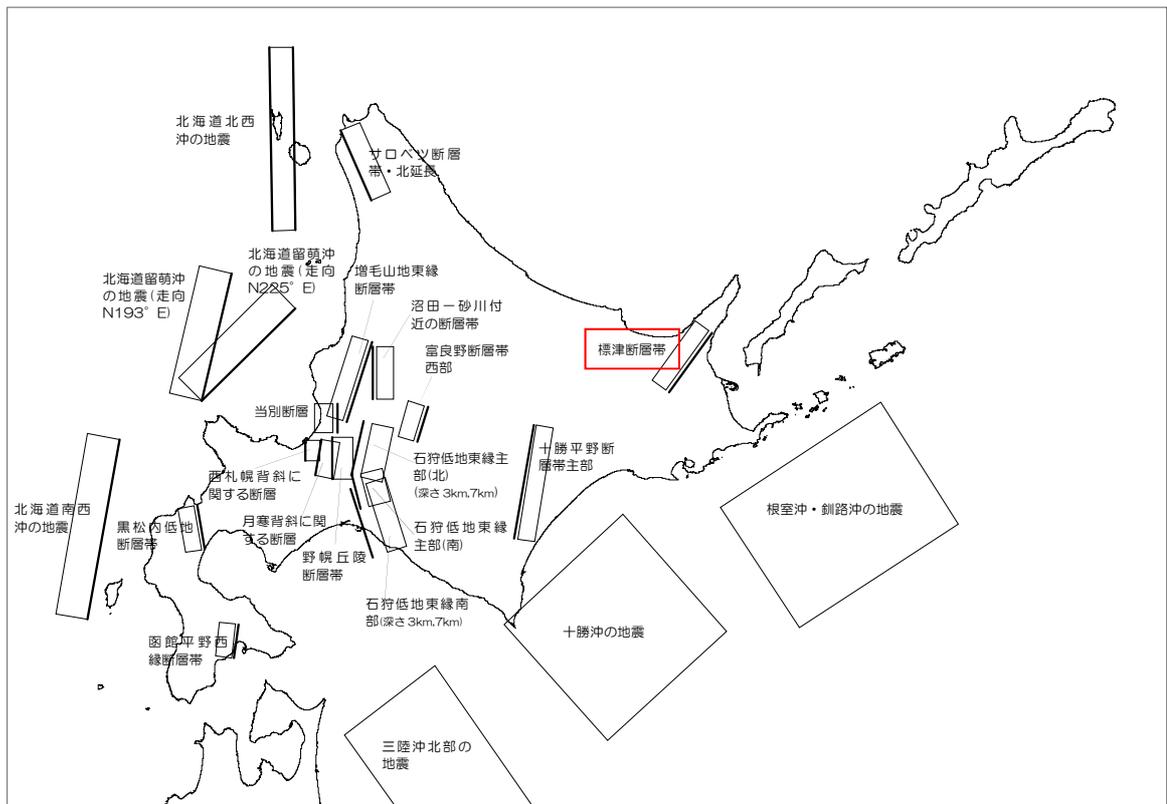


図 1-3 北海道における被害想定の対象地震（北総研）

表 1-2 標津断層帯による地震の想定（北総研）

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(km)
標津	地震本部	—	既知	7.7	56

*断層モデル：断層モデルを公表している機関、地震本部—地震調査研究推進本部

資料：「想定地震見直しに係る検討報告書」2011（平成 23）年 3 月北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会想定地震見直しに係るワーキンググループ

②中標津町における震度分布

震度分布は、地区ごとの 250mメッシュ震度データの最大震度を、その地区の代表震度として整理することとしました。

地区区分は、条丁目等を参考に、下図に示すように区分しました。

中標津町の想定地震である「標津断層帯による地震」の地区別震度分布は、7 頁の図のとおりとなります。

表 1-3 計測震度と震度階級の関係

気象庁の震度階級	震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
計測震度	-4.4	4.5-4.9	5.0-5.4	5.5-5.9	6.0-6.4	6.5-

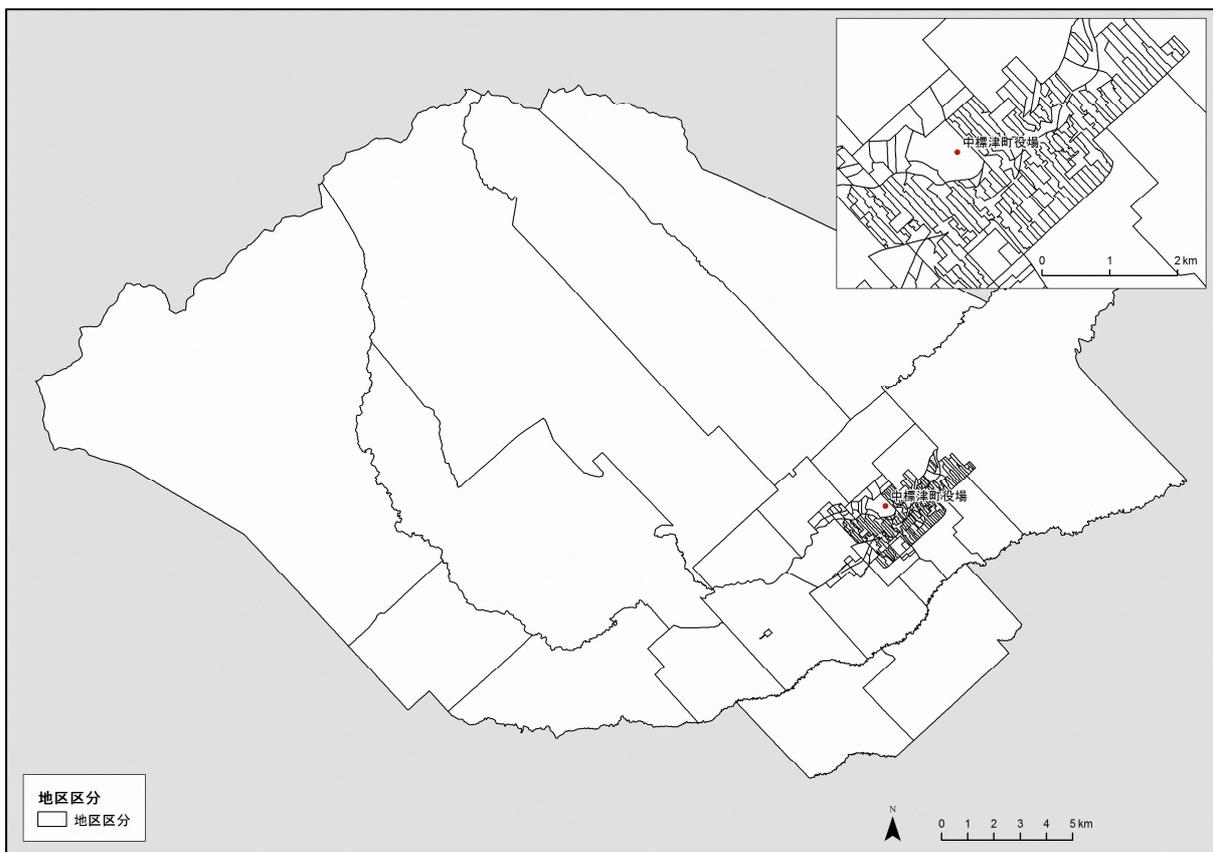


図 1-4 地区区分

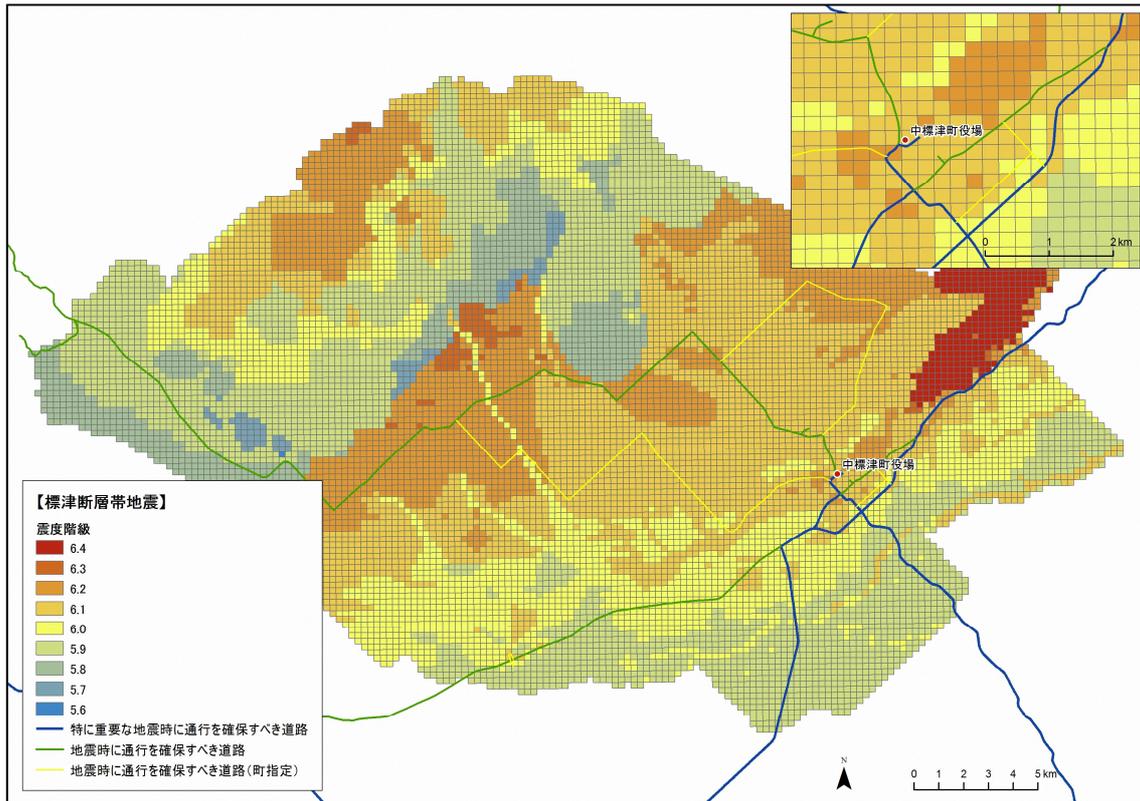


図 1-5 標津断層帯による地震の 250mメッシュ震度分布

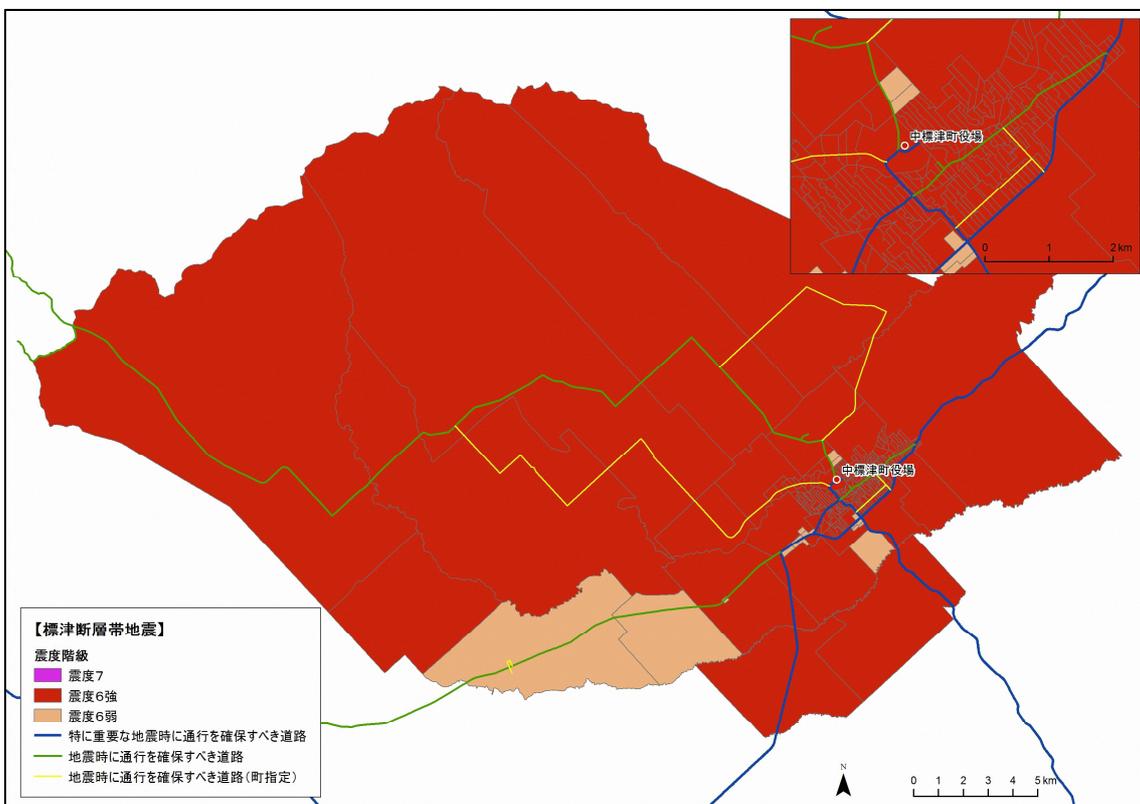


図 1-6 震度分布図

③建物及び人的な被害想定

「標津断層帯による地震」の被害想定について、北総研から2014（平成26）年3月に提供された資料をもとに、人的被害が最も多いと想定される冬の早朝に、当該地震が発生した場合における建築物及び人的被害の想定を下表に示します。

建築物被害は、全壊120棟、半壊538棟、合わせて658棟の全半壊が想定されています。

人的被害では、死者数は3名、重傷者数は12名、軽傷者数は105名、合計120名の被害者数が想定されています。また、避難者数は5,223名と想定されています。

表 1-4 建築物の被害想定

種類	冬の早朝		合計
	全壊棟数	半壊棟数	
揺れによる建物被害	118	534	652
液状化による建物被害	1未満	1	2
傾斜地崩壊による建物被害	1	3	4
合計	120	538	658

表 1-5 人的被害想定

【死者数等】

種類	冬の早朝			合計
	死者数	重傷者数	軽傷者数	
揺れによる人的被害	2	12	104	118
急傾斜崩壊による人的被害	1未満	1未満	1	1
火災被害による人的被害	1未満	1未満	1未満	1
合計	3	12	105	120

【避難者数】

種類	冬の早朝		合計
	避難所生活者数	避難所外避難者数	
避難者数	3,395	1,828	5,223

資料：地震被害想定調査結果（平成30年2月1日公表 北海道総務部危機対策局危機対策課）

1-2. 住宅・建築物の耐震化の現況

(1) 概況

中標津町の2017(平成29)年10月現在の住宅・建築物(公共建築物を除く民間建築物)の現況は、以下のとおりです。

中標津町の住宅・建築物は全体で14,227棟となっており、うち木造建築物は9,519棟(66.9%)、非木造建築物は4,708棟(33.1%)となっています。

建築年別にみると、建築基準法改正(新耐震基準)*前となる1981(昭和56)年以前の住宅・建築物は、4,744棟(33.3%)となっています。

また構造別にみると、1981(昭和56)年以前に建設された住宅・建築物は、木造建築物が32.6%、非木造建築物が34.8%を占めています。

2007(平成19)年度に前計画を策定した時点では、1981(昭和56)年以前の住宅・建築物は46.2%であったため、住宅・建築物の耐震化率は向上しています。

*建築基準法改正(新耐震基準)：現行の耐震基準の原形となっている、1981(昭和56)年6月に行われた建築基準法の改正。それまでの耐震基準は、中規模な地震(震度5弱程度)を見据えた規定となっていたが、新耐震基準では、これに加えて大規模な地震(震度6弱程度)が発生した場合においても、人命に影響を及ぼすような倒壊等を防止するために、地震力に対する建築物の平面的・立体的なバランスについて新たに考慮するなど、規定の強化が行われている。

表 1-6 住宅・建築物の耐震化の現況

(棟)

	木造	非木造	合計
棟数	9,519	4,708	14,227
構成比	66.9%	33.1%	100.0%

(棟)

	木造		非木造		合計		
	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	合計
住宅	2,568	5,449	233	451	2,801	5,900	8,701
商業業務	107	318	93	286	200	604	804
医療福祉	5	21	0	9	5	30	35
工場・農業	282	308	1,300	2,116	1,582	2,424	4,006
その他	142	319	14	206	156	525	681
小計	3,104	6,415	1,640	3,068	4,744	9,483	14,227
構成比	32.6%	67.4%	34.8%	65.2%	33.3%	66.7%	100.0%
合計	9,519		4,708		14,227		

資料：中標津町 2017(平成29)年10月現在

市街地別に住宅・建築物の耐震化の現況は、以下のとおりです。

1981（昭和56）年以前の住宅・建築物が全体に占める割合は、中標津市街地で29.3%、その他の地区で41.5%となっており、中標津市街地の方が住宅・建築物の耐震化が進んでいることが分かります。

2007（平成19）年度に前計画を策定した時点では、1981（昭和56）年以前の住宅・建築物の割合は、中標津市街地で41.1%、その他の地区では56.7%であったため、各地区においても住宅・建築物の耐震化率は向上しています。

表 1-7 市街地別にみた住宅・建築物の耐震化の現況

（棟）

	木造		非木造		合計		
	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	合計
中標津市街地	2,307	5,426	489	1,307	2,796	6,733	9,529
構成比	24.2%	56.9%	5.1%	13.7%	29.3%	70.7%	100.0%
その他の地区	797	989	1,151	1,761	1,948	2,750	4,698
構成比	17.0%	21.1%	24.5%	37.5%	41.5%	58.5%	100.0%
依橋	106	125	137	201	243	326	569
武佐	91	74	108	161	199	235	434
開陽	28	69	51	74	79	143	222
俣落	60	119	199	315	259	434	693
当幌	65	144	110	242	175	386	561
豊岡	19	30	52	83	71	113	184
協和	30	31	55	83	85	114	199
上標津	39	46	73	96	112	142	254
養老牛	45	55	105	142	150	197	347
西竹	89	102	187	286	276	388	664
計根別	225	194	74	78	299	272	571
合計	3,104	6,415	1,640	3,068	4,744	9,483	14,227
構成比	21.8%	45.1%	11.5%	21.6%	33.3%	66.7%	100.0%

資料：中標津町 2017（平成29）年10月現在

(2) 住宅の耐震化の現況

住宅の耐震化の現況は、以下のとおりです。

中標津町の住宅は8,701棟となっています。うち1981(昭和56)年以前の建物が全体の32.2%を占めています。

1981(昭和56)年以前に建築された住宅の内訳は、専用住宅が28.7%、併用住宅が53.5%、共同住宅が15.9%となっています。

2007(平成19)年度に前計画を策定した時点では、1981(昭和56)年以前の住宅の割合は44.8%であったため、住宅の耐震化率は向上しています。

表 1-8 住宅の耐震化の現況

(棟)

		木造		非木造		合計		
		S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	合計
棟数	専用住宅	1,842	4,581	122	299	1,964	4,880	6,844
	併用住宅	221	190	0	2	221	192	413
	共同住宅	48	288	28	114	76	402	478
	寄宿舍	33	23	3	6	36	29	65
	その他	424	367	80	30	504	397	901
	小計	2,568	5,449	233	451	2,801	5,900	
合計	8,017		684		8,701		8,701	
構成比	専用住宅	26.9%	66.9%	1.8%	4.4%	28.7%	71.3%	100.0%
	併用住宅	53.5%	46.0%	0.0%	0.5%	53.5%	46.5%	100.0%
	共同住宅	10.0%	60.3%	5.9%	23.8%	15.9%	84.1%	100.0%
	寄宿舍	50.8%	35.4%	4.6%	9.2%	55.4%	44.6%	100.0%
	その他	47.1%	40.7%	8.9%	3.3%	55.9%	44.1%	100.0%
	小計	29.5%	62.6%	2.7%	5.2%	32.2%	67.8%	
合計	92.1%		7.9%		100.0%		100.0%	

資料：中標津町 2017(平成29)年10月現在

(3) 住宅以外の民間建築物の耐震化の現況

住宅以外の民間建築物の耐震化の現況は、以下のとおりです。

住宅以外の民間建築物は5,526棟となっています。うち1981(昭和56)年以前の建物が全体の35.2%を占めています。

1981(昭和56)年以前に建築された建物の内訳は、商業業務施設が24.9%、医療福祉施設が14.3%、工場・農業施設が39.5%となっています。

2007(平成19)年度に前計画を策定した時点では、1981(昭和56)年以前の民間建築物の割合は48.4%であったため、民間建築物の耐震化率は向上しています。

表 1-9 住宅以外の民間建築物の耐震化の現況

(棟)

		木造		非木造		合計		合計
		S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	
商業業務	商業施設	51	167	42	140	93	307	400
	業務施設	43	137	43	133	86	270	356
	ホテル・旅館	13	14	8	13	21	27	48
	小計	107	318	93	286	200	604	804
	構成比	13.3%	39.6%	11.6%	35.6%	24.9%	75.1%	100.0%
医療福祉	病院・診療所	3	10	0	7	3	17	20
	社会福祉施設	2	11	0	2	2	13	15
	小計	5	21	0	9	5	30	35
	構成比	14.3%	60.0%	0.0%	25.7%	14.3%	85.7%	100.0%
工場・農業	工場	33	18	76	145	109	163	272
	倉庫	161	149	626	1,114	787	1,263	2,050
	農業施設	88	141	598	857	686	998	1,684
	小計	282	308	1,300	2,116	1,582	2,424	4,006
	構成比	7.0%	7.7%	32.5%	52.8%	39.5%	60.5%	100.0%
その他	付属屋	140	292	11	146	151	438	589
	車庫	2	25	3	59	5	84	89
	その他	0	2	0	1	0	3	3
	小計	142	319	14	206	156	525	681
	構成比	20.9%	46.8%	2.1%	30.2%	22.9%	77.1%	100.0%
合計		536	966	1,407	2,617	1,943	3,583	5,526
構成比		9.7%	17.5%	25.5%	47.4%	35.2%	64.8%	100.0%

資料：中標津町 2017(平成29)年10月現在

1-3. 多数利用建築物等の現況

(1) 多数利用建築物

中標津町における、多数の者が利用する建築物*（以下「多数利用建築物」という。）の現況は、以下のとおりです。

1981（昭和 56）年以前に建築された武佐小学校、西竹小学校、養老牛小学校の 3 校は閉鎖され、現在は多数利用建築物には該当していません。

*多数の者が利用する建築物(多数利用建築物)：耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定める建築物（多数利用建築物）の要件（令第 2 条）を満たすもの。建築年は問わない。詳しくは（表 1-14）を参照のこと。

表 1-10 多数利用建築物の現況

（棟）

種類	建築物 総数 A	S56 以前の 建築物		S57 以降の 建築物 D	耐震性有 建築物数 E=C+D	耐震化率 F=E/A	
		B	うち 耐震性有 C				
公共施設	学校	6	1	1	5	6	100.0%
	病院・社会福祉施設	2	0	0	2	2	100.0%
	公営住宅	14	0	0	14	14	100.0%
	官公署施設	1	1	1	0	1	100.0%
	スポーツ施設	2	0	0	2	2	100.0%
	小計	25	2	2	23	25	100.0%
民間施設	病院・診療所	1	0	-	1	1	100.0%
	ホテル・旅館	14	4	-	10	10	71.4%
	工場	3	2	-	1	1	33.3%
	業務施設	9	4	-	5	5	55.6%
	商業施設	1	1	1	0	1	100.0%
	共同住宅	12	0	-	12	12	100.0%
小計	40	11	1	29	30	75.0%	
合計	65	13	3	52	55	84.6%	

資料：中標津町 2017（平成 29）年 10 月現在

表 1-11 多数利用建築物の現況

用途分類	名称	所在	建築年度		構造	延べ床面積 (㎡)	階数(階)		多数利用建築物			耐震性の 有無が 不明な建物	避難所 指定	備考	
			(年度)	S56以前			地上	地下	1号	2号	3号				
公共施設	学校	小学校	1 中標津小学校	西9北1	H1		RC	7,429.00	2		○			○	
			2 丸山小学校	丸山	S57		RC	4,967.00	2		○			○	
			3 東小学校	東7南7	H22		RC	6,979.00	3	1	○			○	
			4 計根別学園	計根別	H26		RC	5,471.00	2	1	○			○	
		中学校	5 中標津中学校	丸山	H15		RC	6,820.00	3		○			○	
			6 広陵中学校	東10南7	S53	○	RC	4,932.00	2		○			○	体育館改修済 校舎耐震性有
	病院・診療所	診療施設	1 町立中標津病院	西10南9	H10		RC	16,710.00	5	1	○				
			2 総合福祉センター	西10南9	H14		RC	2,851.20	2		○			○	福祉避難所
	民間施設	公営住宅等	公営住宅	1 あずまグリーン団地	-	H1		RC	1,327.00	4		○			
				2 あずまグリーン団地	-	H1		RC	1,346.00	4		○			
				3 あずまグリーン団地	-	H2		RC	1,331.00	4		○			
				4 あずまグリーン団地	-	H2		RC	1,380.00	4		○			
				5 あずまグリーン団地	-	H3		RC	1,367.00	4		○			
				6 あずまグリーン団地	-	H3		RC	1,374.00	4		○			
				7 あずまグリーン団地	-	H4		RC	1,374.00	4		○			
				8 泉団地	-	H9		RC	1,661.00	3		○			
9 泉団地				-	H10		RC	1,661.00	3		○				
10 泉団地				-	H12		RC	1,679.00	3		○				
11 泉団地				-	H12		RC	1,679.00	3		○				
12 泉団地				-	H13		RC	1,679.00	3		○				
13 西町団地				-	H15		RC	2,391.00	3		○				
14 西町団地				-	H16		RC	2,391.00	3		○				
その他		官公署施設	1 役場庁舎	丸山	S55	○	RC	5,977.62	3	1	○			○	H22改修済
	スポーツ施設		2 武道館	丸山	H5		鉄骨	1,250.80	1		○			○	
			3 総合体育館	丸山	H28		RC	6,826.26	2		○			○	
民間施設	病院・診療所	1 病院A	-	H10		非木造	5,327.26	3		○					
			ホテル・旅館	1 ホテル・旅館A	-	S52	○	木造	782.50	2		○			○
	2 ホテル・旅館B	-		S58		非木造	1,303.08	3		○					
	3 ホテル・旅館C	-		S64		木造	289.78	2		○					
	4 ホテル・旅館D	-		S62		非木造	2,210.66	4	1	○					
	5 ホテル・旅館E	-		S54	○	非木造	796.17	5		○			○		
	6 ホテル・旅館F	-		H5		非木造	765.74	6		○					
	7 ホテル・旅館G	-		H9		非木造	3,224.29	4		○					
	8 ホテル・旅館H	-		S55	○	木造	494.31	2		○			○		
	9 ホテル・旅館I	-		S51	○	非木造	504.70	3		○			○		
	10 ホテル・旅館J	-		H14		非木造	832.37	6		○					
	11 ホテル・旅館K	-		H2		非木造	6,340.51	6		○					
	12 ホテル・旅館L	-		H8		木造	435.78	2		○					
	13 ホテル・旅館M	-		H19		非木造	935.40	7		○					
	14 ホテル・旅館N	-		H21		非木造	1,414.24	5		○					
	工場	1 工場A	-	S40	○	非木造	6,890.79	6		○			○		
			2 工場B	-	S57		非木造	6,457.56	6		○				
			3 工場C	-	S52	○	非木造	1,460.97	3		○			○	
	業務施設	1 業務施設A	-	S55	○	非木造	1,778.05	3		○			○		
2 業務施設B			-	S60		非木造	1,504.49	3		○					
3 業務施設C			-	S42	○	非木造	1,897.69	4		○			○		
4 業務施設D			-	S59		非木造	719.00	3		○					
5 業務施設E			-	S44	○	非木造	1,693.24	3		○			○		
6 業務施設F			-	S57		非木造	216.25	2		○					
7 業務施設G			-	S45	○	非木造	500.54	2		○			○		
8 業務施設H			-	H9		非木造	882.65	3		○					
9 業務施設I			-	S64		非木造	3,805.11	3		○					
商業施設	1 商業施設A	-	S56	○	非木造	9,571.06	4		○					耐震性有	
共同住宅	1 共同住宅A	-	S62		非木造	1,636.20	5	1	○						
		2 共同住宅B	-	H2		非木造	1,122.66	3	1	○					
		3 共同住宅C	-	H5		非木造	1,604.91	5		○					
		4 共同住宅D	-	H5		非木造	1,557.39	8		○					
		5 共同住宅E	-	H10		非木造	1,541.28	7	1	○					
		6 共同住宅F	-	H13		非木造	1,097.17	5		○					
		7 共同住宅G	-	H15		非木造	1,477.50	3	1	○					
		8 共同住宅H	-	H18		非木造	1,210.24	5		○					
		9 共同住宅I	-	H8		非木造	1,255.68	4		○					
		10 共同住宅J	-	H8		非木造	1,255.68	4		○					
		11 共同住宅K	-	H9		非木造	1,255.68	4		○					
		12 共同住宅L	-	H11		非木造	1,024.92	3		○					

※学校は施設数、その他施設は棟数を示す

資料：中標津町 2017(平成29)年10月現在

※一部民間建築物は、同じ建物でも増築により構造や建築年度が異なる場合には別棟として記載している。

(2) 多数利用建築物等

耐震改修促進法においては、多数利用建築物等*の所有者は、耐震改修に努めなければならないことが定められています。中標津町における多数利用建築物等の現況は、以下のとおりです。

*多数利用建築物等：耐震改修促進法に定める多数の利用者がある一定規模以上の建築物で現行の建築基準法などに満たない建築物。これに基づくこれらの建築物については、所管行政庁（中標津町においては北海道）が、所有者に対して耐震化の指導・助言を実施し、指導に従わないものに対しては指示及び公表し、更に安全性に問題のあるものには勧告、命令を行うことが定められている。

①多数利用建築物

2007（平成 19）年度に前計画を策定した際、中標津町における多数利用建築物の公共建築物は、文教施設が 6 施設、役場庁舎が 1 施設、体育館が 1 施設の計 8 施設でした。そのうち、6 施設は閉鎖又は除却され、その他の施設は耐震改修済み又は耐震診断により耐震性が確認されています。

また、民間建築物では、ホテルが 3 施設、店舗が 1 施設、事務所が 2 施設の計 6 施設でした。ホテルのうち、1 施設は除却され、店舗の 1 施設は耐震性が確認されていますが、それ以外の 1981（昭和 56）年以前に建築された建物について、耐震診断の実施状況は不明となっています。

表 1-12 多数利用建築物の現況

区分	名称	竣工年	構造	階数		耐震診断	現況
				地上	地下		
公共施設	武佐小学校	S38	ブロック	2		H20	閉鎖のため現在は第 1 号建築物から除外
	養老牛小学校	S41	鉄骨	2		H21	
	西竹小学校	S40	RC	2		H21	
	計根別小学校	S41	鉄骨	2		-	除却されている
	計根別中学校	S38	ブロック	2		-	(H27 計根別学園へ移行)
	広陵中学校	S53	RC	2		H21	校舎:耐震性有 体育館:H23 改修されている
	中標津町役場庁舎	S55	RC	3	1	H21	H22 改修されている
	中標津体育館	S43	鉄骨	1		-	除却されている(H28 総合体育館へ移行)
民間施設	ホテル・旅館 A,B	S52	-	3		不明	
	ホテル・旅館 C,D	S51	-	4	1	不明	
	ホテル・旅館 O	S52	-	4		不明	除却されている
	商業施設 A	S56	RC	4		H27	耐震性有
	業務施設 A	S55	鉄骨	3		不明	
	業務施設 C,D	S42	RC	4		不明	
	業務施設 E,F	S44	RC	4		不明	
	工場 A,B	S40	-	6		不明	
工場 C	S52	-	3		不明		

資料：中標津町調べ 2017（平成 29）年 10 月現在

なお、多数利用建築物のうち、公共施設の耐震化の現況は、以下のとおりです。

表 1-13 公共建築物の耐震化現況

施設名称		構造	階数	延床面積	竣工年	耐震診断の実施	耐震診断の結果	耐震改修	判定係数	耐震化の方針
武佐小学校	校舎	ブロック	2	1,607	S38	-	-	-	-	H29.3 閉校
	体育館	鉄骨	1	391	S47	H20	補強必要	H22	0.26	閉鎖
計根別小学校	校舎	鉄骨	2	1,428	S41	-	改築	-	-	H27.4 学園統合
	体育館	鉄骨	1	513	S41	H21 耐力度	改築	-	-	H29 除却
養老牛小学校	校舎	鉄骨	2	1,155	S41	-	-	-	-	H24.3 閉校
	体育館	鉄骨	1	506	S50	H21	補強必要	-	0.16	閉鎖
西竹小学校	校舎	RC	2	1,935	S40	-	-	-	-	H27.3 閉校
	体育館	鉄骨	1	468	S56	H21	補強必要	H24	0.37	閉鎖
広陵中学校	校舎	RC	2	4,005	S53	H21	補強不要	-	0.99	耐震性有
	体育館	鉄骨	1	927	S53	H21	補強必要	H23	0.56	耐震改修済
計根別中学校	校舎	ブロック	2	1,526	S38	H21 耐力度	改築	-	-	H27.4 学園統合 H27 校舎除却 H28 体育館除却
	体育館	鉄骨	1	513	S40	H21 耐力度	改築	-	-	
中標津町役場		RC	3	5,977	S55	H21	補強必要	H22	-	耐震改修済
中標津体育館		鉄骨	2	2,417	S43	-	改築	-	-	H29 除却

資料：中標津町調べ 2017 (平成 29) 年 10 月現在

表 1-14 耐震改修促進法第 14 条 1 号に規定する建築物

規模	用途
2 階以上かつ 500㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育所
2 階以上かつ 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 ・ 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館（一般公共の用に供されるもの）
3 階以上かつ 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校以外の学校 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・ 病院、診療所 ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場 ・ 卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ ホテル、旅館 ・ 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿 ・ 事務所 ・ 博物館、美術館、図書館 ・ 遊技場 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・ 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） ・ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・ 郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2007（平成 19）年度に前計画を策定した際、中標津町における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物*は、給油取扱所（スタンドなど）が 8 施設、一般取扱所が 1 施設の計 9 施設でした。そのうち、4 施設は閉鎖、除却、用途変更されていますが、5 施設について、耐震診断の実施状況は不明となっています。

表 1-15 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現況

区分	名称	竣工年	構造	階数		現況
				地上	地下	
民間施設	給油所 A	S49	鉄骨	1		閉鎖のため対象建築物から除外
	給油所 B	S37	RC	1		
	給油所 C	S41	RC	1		
	給油所 D	S42	RC	1		
	給油所 E	S43	鉄骨	1		
	給油所 F	S45	鉄骨	1		用途変更のため対象建築物から除外
	給油所 G	S45	RC	1		建物除却済みのため対象建築物から除外
	給油所 H	S55	鉄骨	1		
	一般取扱所 I	S41	鉄骨	1		建物除却済みのため対象建築物から除外

資料：中標津町調べ 2017（平成 29）年 10 月現在

*危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物：火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。詳しくは（表 1-16）を参照のこと。

表 1-16 耐震改修促進法第 14 条 2 号に規定する危険物の処理場又は貯蔵場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン*
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

*マッチトン：マッチの計量単位。1 マッチトンは、並列マッチ（56×36×17mm）で 7,200 個、約 120kg

③避難路沿道建築物

2007（平成 19）年度に前計画を策定した際、中標津町における避難路沿道建築物*は、宿泊施設が 3 施設、商業施設が 5 施設の計 8 施設となっています。

そのうち、2 施設は除却されていますが、6 施設について、耐震診断の実施状況は不明となっています。

表 1-17 避難路沿道建築物の現況

区分	名称	竣工年	構造	階数		現況
				地上	地下	
民間施設	ホテル・旅館 O	S52	鉄骨	4		除却されたため対象外となっている
	ホテル・旅館 P	S51	鉄骨	2		
	ホテル・旅館 H,I,J	S51	鉄骨	6		
	商業施設 B	S46	RC	2		除却されたため対象外となっている
	商業施設 C	S52	鉄骨	2		
	商業施設 D	S51	鉄骨	3		
	商業施設 E	S38	鉄骨	2		
	商業施設 F	S55	木造	3		

資料：中標津町調べ 2017（平成 29）年 8 月現在

*避難路沿道建築物：地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が北海道又は中標津町耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの。詳しくは（図 1-7）を参照のこと。

【参考】耐震改修促進法第 14 条 3 号に規定する避難路沿道建築物

- ・ 幅員 12m 以下の場合 6m + 前面道路までの水平距離
- ・ 幅員 12m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

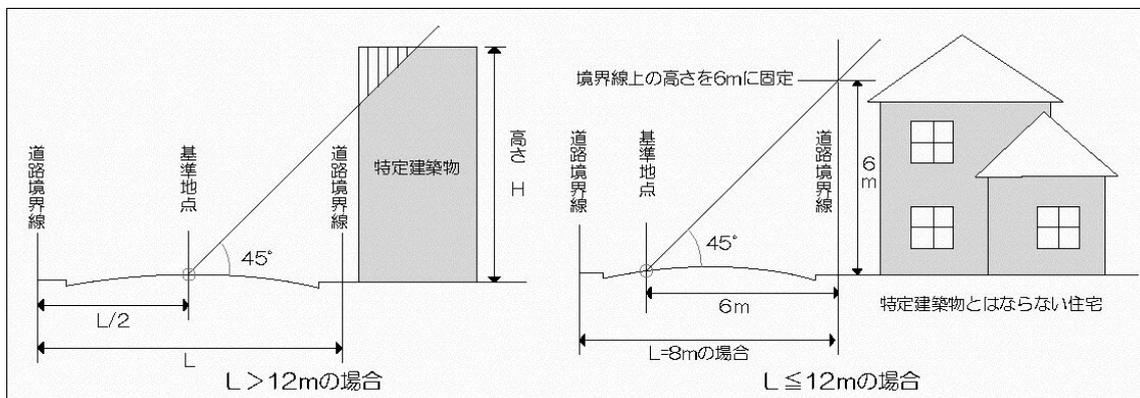


図 1-7 耐震改修促進法第 14 条 3 号に規定する建築物

1-4. 中標津町が所有する公共建築物の耐震化の現況

中標津町が所有する公共建築物の現況は、以下のとおりです。

このうち、1981（昭和56）年以前の建物については187施設であり、全体の54.5%が該当しています。

表 1-18 中標津町が所有する公共建築物の現況

(棟)

用途分類		木造		非木造		合計		合計
		S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	
1.学校	1.幼稚園	0	0	1	0	1	0	1
	2.小学校	1	0	0	4	1	4	5
	3.中学校	0	0	1	1	1	1	2
	4.高等学校	0	0	0	2	0	2	2
	小計	1	0	2	7	3	7	10
構成比	10.0%	0.0%	20.0%	70.0%	30.0%	70.0%	100.0%	
2.病院・診療所	1.診療施設	0	0	0	2	0	2	2
	小計	0	0	0	2	0	2	2
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
3.社会福祉施設	1.児童福祉施設	1	1	2	2	3	3	6
	2.老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	3.その他社会福祉施設	0	2	0	2	0	4	4
	小計	1	3	2	4	3	7	10
	構成比	10.0%	30.0%	20.0%	40.0%	30.0%	70.0%	100.0%
4.ホテル・旅館等	1.ホテル・旅館	0	0	0	0	0	0	0
	2.その他	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.公営住宅	1.公営住宅	0	2	50	51	50	53	103
	2.職員住宅	1	1	0	2	1	3	4
	3.教員住宅	67	54	37	0	104	54	158
	小計	68	57	87	53	155	110	265
	構成比	25.7%	21.5%	32.8%	20.0%	58.5%	41.5%	100.0%
6.その他	1.官公署施設	0	0	1	1	1	1	2
	2.文化施設	0	0	1	0	1	0	1
	3.スポーツ施設	0	1	0	3	0	4	4
	4.公民館等	3	3	0	1	3	4	7
	5.会館以外の集会施設	7	3	9	7	16	10	26
	5.その他	3	2	2	9	5	11	16
	小計	13	9	13	21	26	30	56
構成比	23.2%	16.1%	23.2%	37.5%	46.4%	53.6%	100.0%	
合計		83	69	104	87	187	156	343
	構成比	24.2%	20.1%	30.3%	25.4%	54.5%	45.5%	100.0%

資料：中標津町調べ 2017（平成29）年10月現在

1-5. 関連計画の整理

(1) 国の基本方針

耐震改修促進法4条に基づき、国土交通省が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（2016（平成28）年1月26日 国土交通大臣告示第529号）の概要は以下のとおりです。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

○住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する。

○公共建築物については、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも強力に耐震化の促進に取り組む。

○所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物に関する耐震診断結果の公表の他、すべての特定既存耐震不適格建築物に対して指導・助言を実施するよう努める。

また、一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を行う。

○耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の脱落防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策についても実施に努める。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

○住宅及び多数利用建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の住宅82%、多数利用建築物85%を、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標（平成25年から平成32年までに住宅の耐震改修は約130万戸、多数利用建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）

また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、平成25年から平成32年までに、少なくとも住宅は約130万戸、多数利用建築物で約3万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

○建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。

○建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

○地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

○都道府県耐震改修促進計画を「改正法（平成25年法律第20号）」の施行後速やかに改定。

○耐震改修等の目標を策定。特に耐震診断義務付け対象建築物については耐震化の状況を検証。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定。

○庁舎・病院・学校体育館等の大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物の指定。

○地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。

○所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー等の開催、情報提供等、啓発・普及、町内会等との連携策について記載。

○市町村耐震改修促進計画を「改正法（平成25年法律第20号）」の施行後速やかに改定。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して作成。

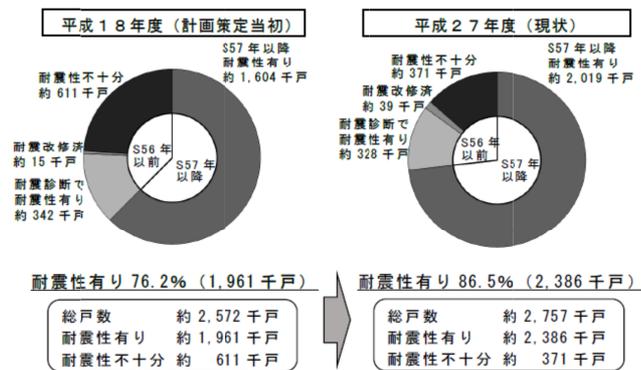
資料：国土交通省ホームページより編集

(2) 北海道耐震改修促進計画 2016（平成 28）年 5 月策定

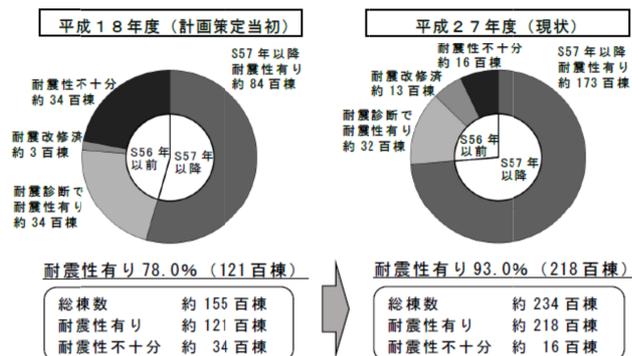
根拠法	耐震改修促進法
計画期間	2016（平成28）年度～2020（平成32）年度
<p>■概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び多数利用建築物の2020（平成32）年における耐震化目標を95%と設定（現況：住宅の耐震化率約86.5%、多数利用建築物の耐震化率約93.0%） ・施策の基本的方向として下記に示す3つを掲げ、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助の活用を図りながら効率的、効果的な施策を講じるものとしている。 <p>○基本的方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備 3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上 	

<道内の耐震化の状況>

【住宅】



【多数利用建築物】



資料：北海道耐震改修促進計画 2016年（平成28年）

図 1-8 道内の耐震化の状況

(3) 中標津町地域防災計画 2014(平成26)年3月改定

根拠法	災害対策基本法
<p>■概要(地震防災計画編)</p> <ul style="list-style-type: none">・地震想定:「根室沖・釧路沖の地震(規模8.3、震度5強)」、「標津断層帯の地震(規模7.7、震度6弱)」、「全国どこでも起こりうる直下型の地震(規模6.9、震度6弱)」の3つの地震を想定・建築物の安全化 防災拠点や学校等、公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化を図る。 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。	

1-6 現況調査からみた課題

(1) 大規模な地震に備えた総合的な地震対策の推進

中標津町は1994（平成6）年に発生した北海道東方沖地震における3,499棟にも及ぶ住宅被害など、過去に多くの地震被害を受けている地域であり、今後も「根室沖・釧路沖」や「標津断層帯」で大規模な地震が発生する可能性がある地域です。

住宅・建築物の被害は、死者発生のものであるばかりではなく、出火・火災延焼、避難者の発生、救急活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となります。

今後も大規模な地震に備え、住宅・建築物を含めた総合的な地震対策を進めることが求められています。

(2) 住宅・建築物の耐震化の推進

中標津町の住宅・建築物14,227棟のうち、33.3%が旧耐震基準である1981（昭和56）年以前の建築物です。

用途別にみると、住宅の32.2%、商業業務施設の24.9%、医療福祉施設の14.3%、工場・農業施設の39.5%が1981（昭和56）年以前の建築物となっています。

阪神・淡路大震災における人的被害の多くは、住宅や建物の倒壊に起因するものとされており、地震被害の軽減を図るために、住宅・建築物の耐震化の推進が必要です。

国・北海道では、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を2020（平成32）年までに95%にすることを目標としており、中標津町においても住宅・建築物の耐震化の推進に向け、各種施策の充実を図ることが求められています。

(3) 多数利用建築物の耐震化の推進

住宅・建築物の中でも、特に多数利用建築物については、早急な耐震改修が求められません。

中標津町における多数利用建築物の内、耐震性を有する施設は84.6%となっており、今後も積極的に耐震改修を推進することが必要です。

地域防災計画で指定避難所に指定されている、学校などの公共施設等は既に耐震化済みであり、今後は民間施設の耐震化の促進が必要です。

(4) 適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者の技術力向上

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、建築士や工務店等の技術者が耐震化について必要な知識、技術等の習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい*ことです。

耐震改修の相談体制の確立、適切な情報提供、技術者の技術力向上など、町民の適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者育成が必要です。

*「北海道耐震改修促進計画」2016（平成28）年5月による

2. 耐震診断・改修に関する住民意向

2-1. 住民アンケート結果

(1) 調査の概要

中標津町内で1981(昭和56)年以前に建築された戸建て住宅に住む世帯を対象に、耐震診断・耐震改修についてのアンケート調査を実施しました。調査対象者の中から無作為に抽出した966世帯に調査票を配布し、回収された調査票は456票、回収率は47.2%となりました。

【アンケート調査の実施概要】

実施期間：2017(平成29)年10月5日～10月23日

配布回収：郵送による配布・回収

調査対象：1981(昭和56)年以前に建築された戸建て住宅に住む966世帯

回収票数：456票

回収率：47.2%

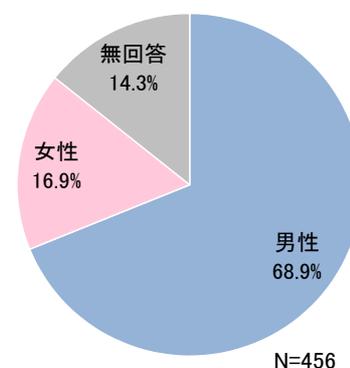
(2) 調査結果

①性別

回答者の性別は、男性が68.9%、女性が16.9%と男性の割合が高くなっています。

図表 2-1 性別

設問	回答数	割合
男性	314	68.9%
女性	77	16.9%
無回答	65	14.3%
計	456	100.0%

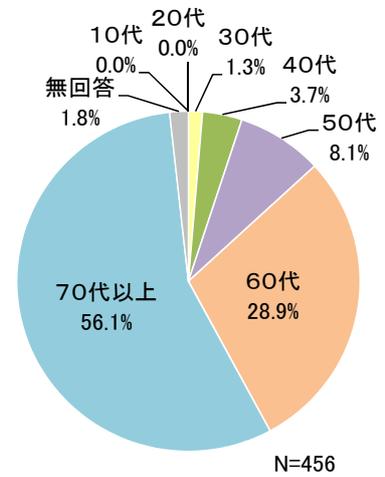


②年代

回答者の年齢は、70代以上が最も多く56.1%と半数以上を占め、次いで、60代が28.9%、50代が8.1%となっており、高齢者の割合が高くなっています。

図表 2-2 年代

設問	回答数	割合
10代	0	0.0%
20代	0	0.0%
30代	6	1.3%
40代	17	3.7%
50代	37	8.1%
60代	132	28.9%
70代以上	256	56.1%
無回答	8	1.8%
計	456	100.0%

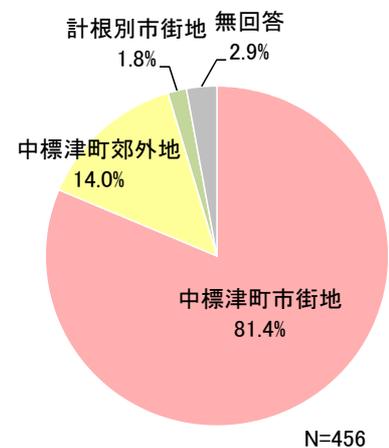


③居住地区

回答者の居住地区は、中標津市街地が81.4%と最も多く、中標津町郊外が14.0%、計根別市街地が1.8%となっており、中標津市街地が大半を占めています。

図表 2-3 居住地区

設問	回答数	割合
中標津町市街地	371	81.4%
中標津町郊外地	64	14.0%
計根別市街地	8	1.8%
無回答	13	2.9%
計	456	100.0%

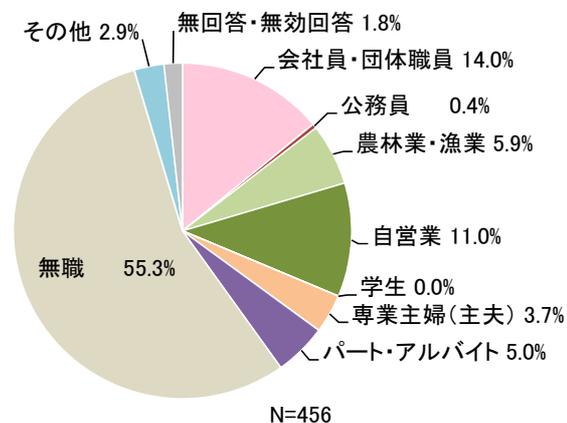


④職業

回答者の職業は、無職が 55.3%と最も多く、次いで、会社員・団体職員が 14.0%、自営業が 11.0%となっており、無職が半数以上を占めています。

図表 2-4 職業

設問	回答数	割合
会社員・団体職員	64	14.0%
公務員	2	0.4%
農林業・漁業	27	5.9%
自営業	50	11.0%
学生	0	0.0%
専業主婦(主夫)	17	3.7%
パート・アルバイト	23	5.0%
無職	252	55.3%
その他	13	2.9%
無回答・無効回答	8	1.8%
計	456	100.0%

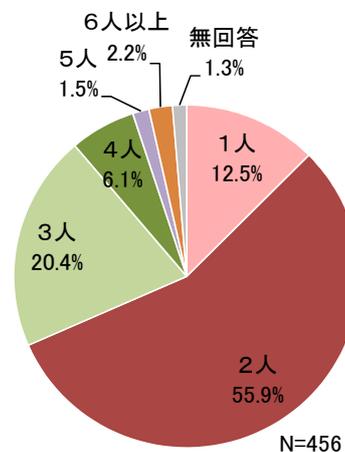


⑤家族構成

回答者の家族構成は、2人が 55.9%と最も多く、次いで、3人が 20.4%、単身(1人)が 12.5%となっており、2人世帯が半数以上を占めています。

図表 2-5 家族構成

設問	回答数	割合
1人	57	12.5%
2人	255	55.9%
3人	93	20.4%
4人	28	6.1%
5人	7	1.5%
6人以上	10	2.2%
無回答	6	1.3%
計	456	100.0%

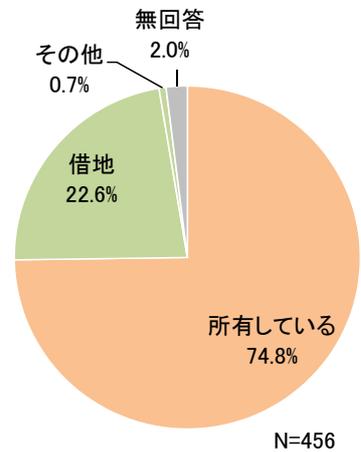


⑥土地の所有状況

土地の所有状況は、所有しているが 74.8%と最も多く、次いで、借地が 22.6%となっており、土地を所有している回答者が多くを占めています。

図表 2-6 土地の所有状況

設問	回答数	割合
所有している	341	74.8%
借地	103	22.6%
その他	3	0.7%
無回答	9	2.0%
計	456	100.0%

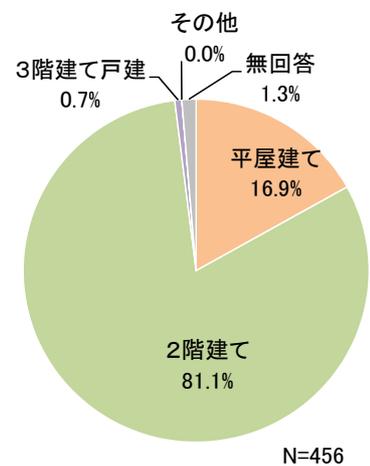


⑦住宅の階数

住んでいる住宅の階数は、2階建てが 81.1%と最も多く、次いで、平屋建てが 16.9%、3階建てが 0.7%となっており、2階建ての住宅が大半を占めています。

図表 2-7 住宅の階数

設問	回答数	割合
平屋建て	77	16.9%
2階建て	370	81.1%
3階建て戸建	3	0.7%
その他	0	0.0%
無回答	6	1.3%
計	456	100.0%

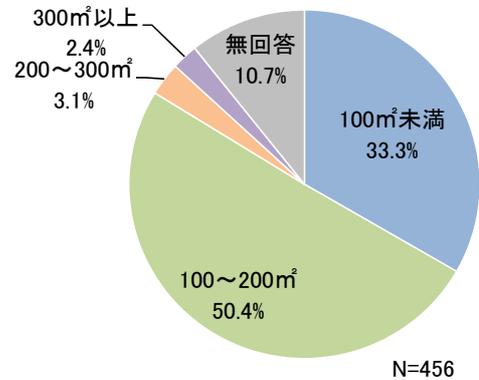


⑧住宅の延べ面積

住んでいる住宅の延べ面積は、100～200㎡が50.4%と半数を占め、次いで、100㎡未満が33.3%となっており、広めの住宅が多くなっています。

図表 2-8 住宅の延べ面積

設問	回答数	割合
100㎡未満	152	33.3%
100～200㎡	230	50.4%
200～300㎡	14	3.1%
300㎡以上	11	2.4%
無回答	49	10.7%
計	456	100.0%

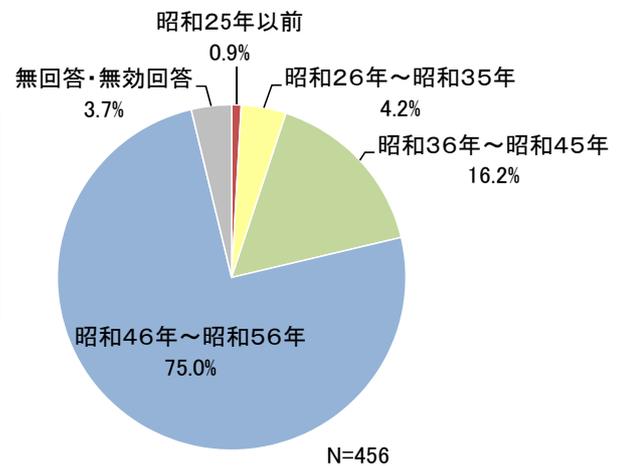


⑨住宅の完成時期

住んでいる住宅の完成時期は、昭和46年～昭和56年が75.0%と多数を占め、次いで、昭和36年～昭和45年が16.2%、昭和26年～昭和35年が4.2%となっており、築後45年以上経過し老朽化が進んだ昭和45年以前の住宅は21.3%となっています。

図表 2-9 住宅の完成時期

設問	回答数	割合
昭和25年以前	4	0.9%
昭和26年～昭和35年	19	4.2%
昭和36年～昭和45年	74	16.2%
昭和46年～昭和56年	342	75.0%
無回答・無効回答	17	3.7%
計	456	100.0%



⑩-1 耐震診断の実施状況

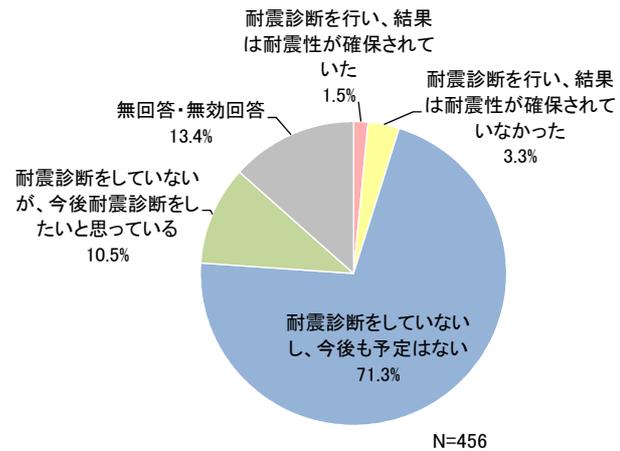
耐震診断の実施状況は、「耐震診断をしていないし、今後も予定はない」が71.3%と最も多く、次いで、「耐震診断をしていないが、今後したいと思っている」が10.5%、「耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていなかった」が3.3%、「耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていた」が1.5%となっています。

耐震診断を実施したと回答した人は全体の4.8%、そのうち、「耐震診断を行い、耐震性が確保されていた」と回答した人は31.8%を占めています。

また、今後耐震診断をしたいと考えている割合が10.5%となっており、耐震診断を促進する必要があります。

図表 2-10 耐震診断の実施状況

設問	回答数	割合
耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていた	7	1.5%
耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていなかった	15	3.3%
耐震診断をしていないし、今後も予定はない	325	71.3%
耐震診断をしていないが、今後耐震診断をしたいと思っている	48	10.5%
無回答・無効回答	61	13.4%
計	456	100.0%

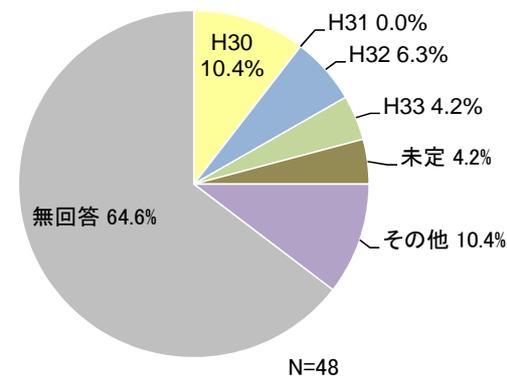


⑩-2 耐震診断の希望時期

耐震診断の実施状況については、「耐震診断をしていないが、今後したいと思っている」と回答した人のうち、耐震診断の実施希望時期を、平成30年度から平成33年度と希望する人が20.9%となっており、耐震診断の支援を検討する必要があります。

図表 2-11 耐震診断の希望時期

設問	回答数	割合
H30	5	10.4%
H31	0	0.0%
H32	3	6.3%
H33	2	4.2%
未定	2	4.2%
その他	5	10.4%
無回答	31	64.6%
計	48	100.0%



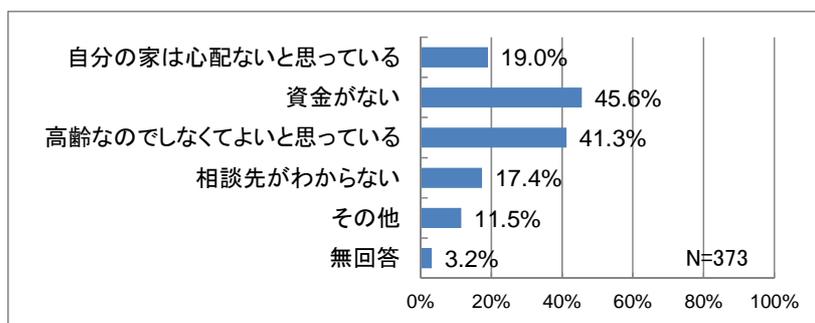
⑩-3 耐震診断をしていない理由

耐震診断の実施状況について、「耐震診断をしていない」と回答した理由は、「資金がない」が 45.6%と最も多く、次いで、「高齢なのでしなくてよいと思っている」が 41.3%、「自分の家は心配ないと思っている」が 19.0%、「相談先がわからない」が 17.4%となっています。

旧耐震基準の住宅に対する知識の普及や耐震化に係る意識啓発、相談体制の充実等を図っていく必要があります。

図表 2-12 耐震診断をしていない理由

設問	回答数	割合
自分の家は心配ないと思っている	71	19.0%
資金がない	170	45.6%
高齢なのでしなくてよいと思っている	154	41.3%
相談先がわからない	65	17.4%
その他	43	11.5%
無回答	12	3.2%
サンプル数	373	100.0%



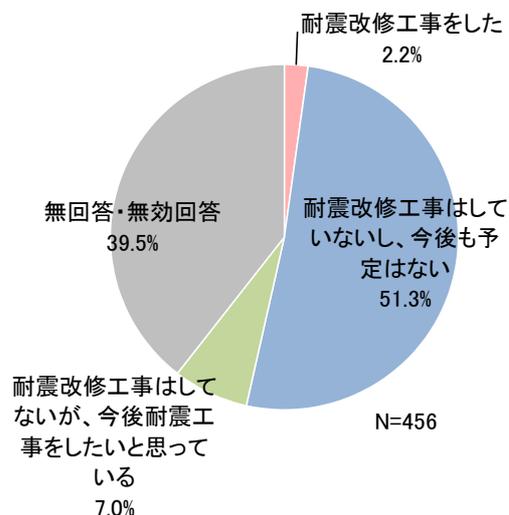
⑪-1 耐震改修工事の実施状況

耐震改修工事の実施状況は、「耐震改修工事はしていないし、今後も予定はない」が 51.3%と最も多く、次いで「耐震改修工事はしていないが、今後耐震改修工事をしたいと思っている」が 7.0%、「耐震改修工事をした」が 2.2%となっています。

少ないながらも耐震改修工事を希望している人もいるため、耐震改修工事への補助について継続していくとともに、耐震改修工事の普及策について検討する必要があります。

図表 2-13 耐震改修工事の実施状況

設問	回答数	割合
耐震改修工事をした	10	2.2%
耐震改修工事はしていないし、今後も予定はない	234	51.3%
耐震改修工事はしていないが、今後耐震工事をしたいと思っている	32	7.0%
無回答・無効回答	180	39.5%
計	456	100.0%

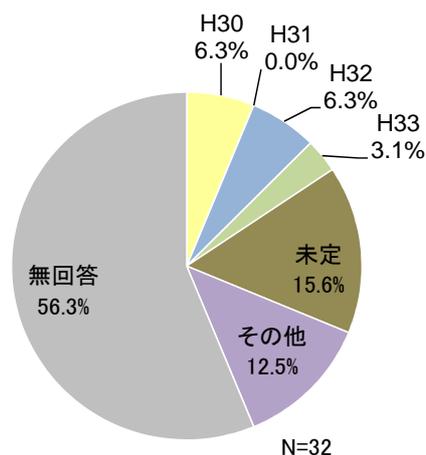


⑪-2 耐震改修工事の希望時期

耐震診断の希望時期について、「耐震改修工事をしていないが、今後耐震改修工事をしたいと思っている」と回答した人の耐震改修工事の予定は、平成 30 年度から平成 33 年度の実施を希望している人が 10.5%にとどまっており、耐震改修工事に対する意識啓発等の必要があります。

図表 2-14 耐震改修工事の希望時期

設問	回答数	割合
H30	2	4.2%
H31	0	0.0%
H32	2	4.2%
H33	1	2.1%
未定	5	10.4%
その他	4	8.3%
無回答	18	37.5%
計	32	66.7%



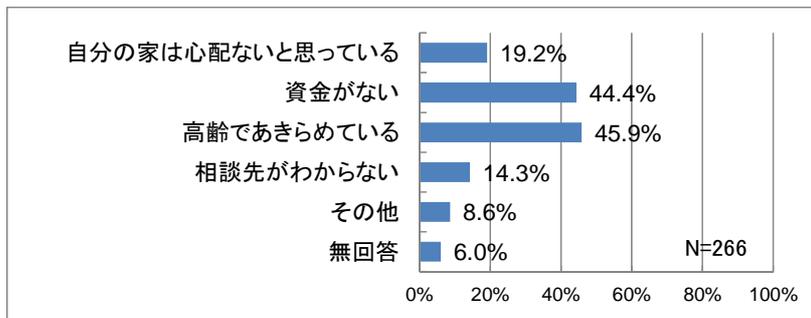
⑪-3 耐震改修工事をしていない理由

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をしていない」と回答した理由は、「高齢であきらめている」が45.9%と最も多く、次いで、「資金がない」が44.4%、「自分の家は心配ないと思っている」が19.2%、「相談先がわからない」が14.3%となっています。

旧耐震基準の住宅に対する知識の普及や耐震化に係る意識啓発、相談体制の充実等を図っていく必要があります

図表 2-15 耐震改修工事をしていない理由

設問	回答数	割合
自分の家は心配ないと思っている	51	19.2%
資金がない	118	44.4%
高齢であきらめている	122	45.9%
相談先がわからない	38	14.3%
その他	23	8.6%
無回答	16	6.0%
サンプル数	266	100.0%

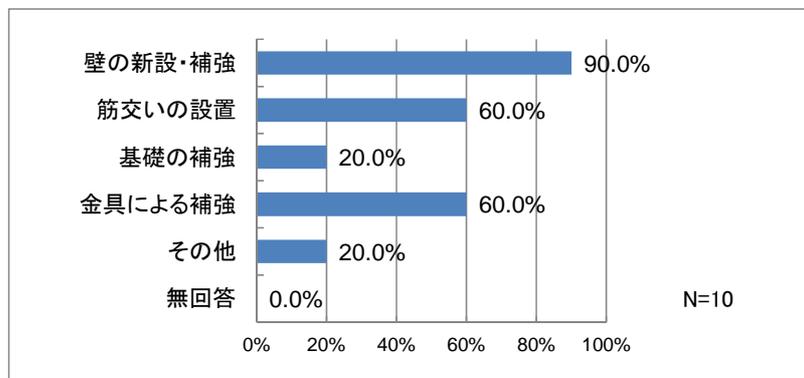


⑪-4 耐震改修工事の内容

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をした」と回答した人の工事内容は、「壁の新設・補強」が90.0%と最も多く、次いで「筋交いの設置」と「金具による補強」が60.0%、「基礎の補強」が20.0%となっています。

図表 2-16 耐震改修工事の内容

設問	回答数	割合
壁の新設・補強	9	90.0%
筋交いの設置	6	60.0%
基礎の補強	2	20.0%
金具による補強	6	60.0%
その他	2	20.0%
無回答	0	0.0%
サンプル数	10	100.0%

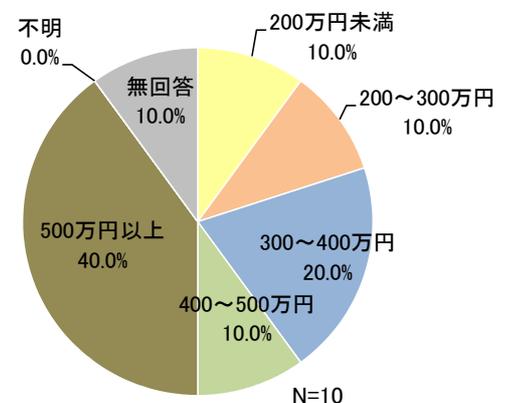


⑪-5 耐震改修工事の費用

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をした」と回答した人の工事費用は、「500万円以上」が40.0%と最も多く、次いで、「300～400万円」が20.0%となっています。

図表 2-17 耐震改修工事の費用

設問	回答数	割合
200万円未満	1	10.0%
200～300万円	1	10.0%
300～400万円	2	20.0%
400～500万円	1	10.0%
500万円以上	4	40.0%
不明	0	0.0%
無回答	1	10.0%
計	10	2.2%



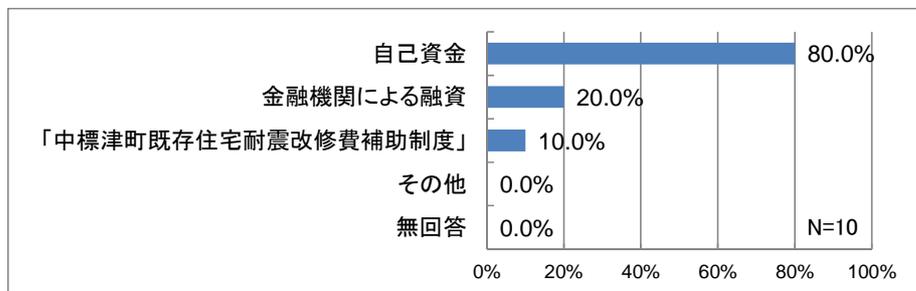
⑪-6 耐震改修工事の資金調達

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をした」と回答した人の工事の資金調達は、「自己資金」が 80.0%と大半を占め、次いで、「金融機関による融資」が 20.0%、「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」が 10.0%となっています。

「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」について、より利用促進を図っていく必要があります。

図表 2-18 耐震改修工事の資金調達

設問	回答数	割合
自己資金	8	80.0%
金融機関による融資	2	20.0%
「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」	1	10.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
サンプル数	10	100.0%



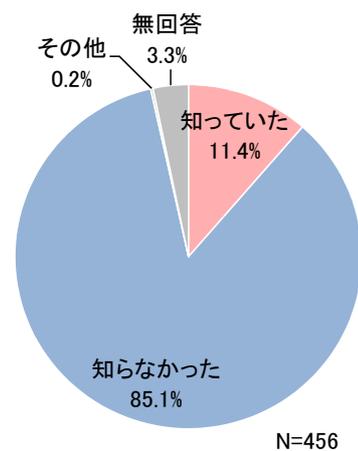
⑫ 「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の認知度

中標津町の支援策である「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の認知度は、「知らなかった」が 85.1%と大半を占め、「知っていた」は 11.4%にとどまりました。

中標津町による「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」について、施策対象者に向けて認知度を高めていく必要があります。

図表 2-19 「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の認知度

設問	回答数	割合
知っていた	52	11.4%
知らなかった	388	85.1%
その他	1	0.2%
無回答	15	3.3%
計	456	100.0%



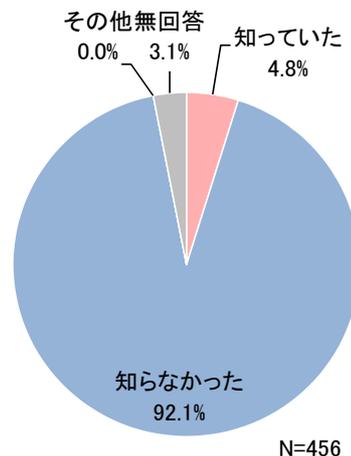
⑬根室振興局による「無料耐震診断」の認知度

北海道根室振興局が行っている「無料耐震診断」についての認知度は、「知らなかった」が92.1%と大半を占め、「知っていた」は4.8%にとどまりました。

北海道根室振興局が行っている「無料耐震診断」について、認知度を高めていく必要があります。

図表 2-20 根室総合振興局による「無料耐震診断」の認知度

設問	回答数	割合
知っていた	22	4.8%
知らなかった	420	92.1%
その他	0	0.0%
無回答	14	3.1%
計	456	100.0%



⑭住宅の除却に対する補助制度に関する利用意向

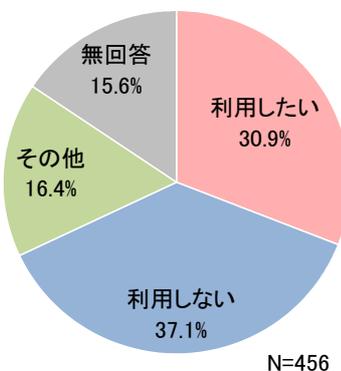
仮に旧耐震基準（昭和56年5月31日以前着工）で耐震性が確保されていない「住宅の除却に対する補助制度」が創設された場合の利用意向は、「利用しない」が37.9%と「利用したい」の30.9%をやや上回りましたが、利用を希望する人は全体の約3割を占めています。

「利用しない」理由として、高齢であきらめている事や資金がないこと等が多く挙げられています。

住宅の耐震化対策だけでなく、空き家対策としても有効であるため、「住宅の除却に対する補助制度」について、検討していく必要があります。

図表 2-21 住宅の除却に対する補助制度に関する利用意向

設問	回答数	割合
利用したい	141	30.9%
利用しない	169	37.1%
その他	75	16.4%
無回答	71	15.6%
計	456	100.0%



3. 建築物の耐震化の目標

3-1. 建築物の耐震化の目標

(1) 目標値についての基本的な考え方

災害時における建築物の被害及び人的被害の軽減のためには、1981（昭和56）年5月31日以前のいわゆる旧耐震基準により建設された建築物について、現行の耐震基準に適合した十分な耐震性が確保されているかを調査し、倒壊の危険のある建築物については、耐震改修や建替えを行うことが必要です。

こうした耐震化が必要な建築物数を把握し、目標値を定めて各種施策を推進することで、耐震化の推進を図ります。

国・北海道においては、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を、2020（平成32）年度までに少なくとも95%にすることを目標として設定しています。

中標津町における住宅及び多数利用建築物の耐震化率の目標も、これに準じ2020（平成32）年度までに少なくとも95%に設定することとします。

また、中標津町が所有する多数利用建築物及び防災上重要な建築物は、2017（平成29）年度時点で全て耐震化済みとなっています。

表3-1 建築物の耐震化率の目標（まとめ）

種別	現況	2020（平成32）年度目標
住宅*	81.6 %	95.0%
多数利用建築物	84.6 %	95.0%

*住宅は2013（平成25）年住宅・土地統計調査をもとに推計（40頁参照）

(2) 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化目標は、国の基本方針、北海道耐震改修促進計画に示す耐震化目標に準じ、2020（平成32）年度で耐震化率95%を目指すものと設定します。

中標津町における現況の耐震化率は81.6%、耐震改修を必要とする住宅は約1,900戸であると推計されます。

中標津町公営住宅等長寿命化計画では、2027（平成39）年主世帯数を11,580世帯と推計しています。

この推計値と2015（平成27）年国勢調査による主世帯数10,023世帯をもとに、2020（平成32）年の主世帯数を約10,800世帯（10,023+（11,580-10,023）×5/12）、住宅戸数を約11,000戸と設定すると、国・北海道が目標とする耐震化率95%を実現するためには、従来よりも耐震改修や建替えのペースを加速化させることが必要な状況です。

表 3-2 住宅の耐震化の目標

項目	住宅の耐震化の状況 ^{*1}	目標（2020（平成32）年度）	
a 総戸数	約10,300戸	約11,000戸 ^{*2}	
b 耐震性あり	約8,400戸	約10,450戸	a×0.95
c 耐震性なし	約1,900戸	約550戸	a-b
d 耐震化率(b/a)	81.6%	95.0%	国・北海道の目標に準じる

*1 住宅・土地統計調査2013（平成25）年の住宅数を基準にした推計値。

*2 中標津町公営住宅等長寿命化計画に基づく推計値（2027（平成39）年目標）を適用。

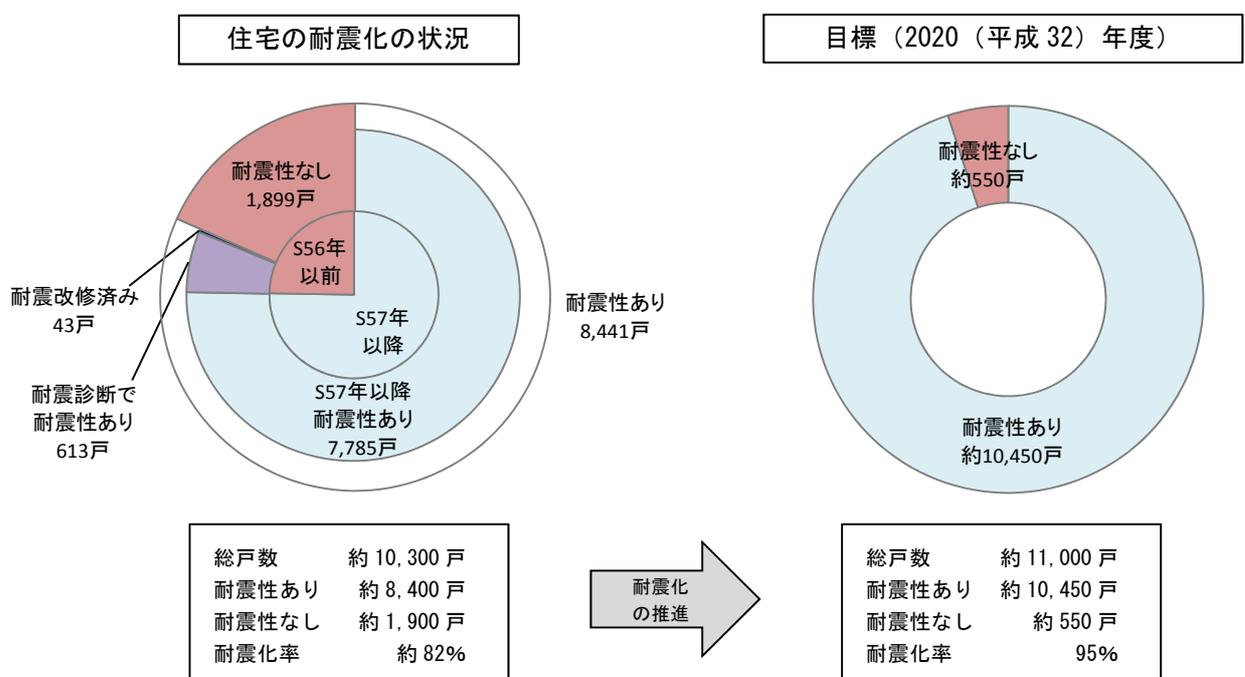


図 3-1 住宅の耐震化率の目標（中標津町）

(参考1) 住宅の耐震化の状況の算出方法について

住宅の耐震化の状況は、住宅・土地統計調査 2013 (平成 25) 年を用いて下記のとおり推計しています。

住宅の耐震状況の推計 現在)

(H25.住宅統計調査結果に基づく推計値)

中標津町

■推計条件の入力

1. 現況住宅数	10,340戸	100.0%	住宅・土地統計調査 第4表より
1-1 S57以降住宅数	7,785戸	75.3%	
1-2 S56以前住宅数	2,555戸	24.7%	
2. S56以前住宅のうち、耐震性がある住宅率			
2-1 耐震診断で耐震性ありとされる住宅	2.4%		
2-2 耐震改修済み住宅	2.2%		アンケート 2.2%

■住宅の耐震状況の推計 現在)

推計 (現況)

総数	10,340	S57以降	7,785	耐震○	8,441	81.6%
		S56以前	2,555	耐震○	24.0%	613
				耐震×	76.0%	1,942
						改修住戸 2.2%
						未改修住戸 97.8%
						43
						1,899
				耐震×	1,899	18.4%

参考) 住宅の年度別集計 (平成25年)

	戸数	再集計		構成比
		再集計1	再集計2	
総数	10,340	9,250	9,250	100.0%
S45以前	510	2,740	2,949	31.9%
S46-S55	1,860			
S56-H2	1,850			
S57-H2	1,850	1,881	6,301	68.1%
H3以降	6,090	4,420		

(住宅・土地統計調査 第4表 平成25年より)

図 3-2 住宅の耐震化の状況の算出方法について

(3) 多数利用建築物の耐震化の目標

多数利用建築物が耐震化されない状態で大地震が発生した場合には、被害が極めて大きくなることが想定されます。

多数利用建築物の地震による被害を軽減させるため、多数利用建築物の耐震化率の目標は、国・北海道の目標に準じ、2020（平成32）年度までに95%と設定します。

表 3-3 多数利用建築物の耐震化率の目標

内容	耐震化率の現況	目標（2020（平成32）年度）
多数利用建築物	84.6%	95.0%

3-2. 中標津町が所有する公共建築物の耐震化の目標

中標津町が所有する多くの公共建築物は、災害時における防災拠点や避難所などとして重要な役割を担っていることから、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

また、耐震性が低い施設においては、施設の用途を考慮し、耐震化や廃止（取り壊し）について検討します。

表 3-4 中標津町が所有する公共建築物の耐震化率の目標

内容	耐震化率の状況	目標（2020（平成32）年度）
多数利用建築物	100.0%	—
避難所指定建築物*	47.4%	100.0%
合計	77.3%	100.0%

*本表に示す「避難所指定建築物」数は、合計値の重複を避けるため、「多数利用建築物」に指定されているものを除いた数としている。（表 3-5 参照）

表 3-5 中標津町が所有する公共建築物の耐震化の目標

(棟)

種類	建築物総数 A	S57 年以降 の建築物 B	S56 以前の 建築物 C	うち 耐震性有 又は改修 されたもの D	耐震性を図 る必要があ るもの E=C-D	耐震化率		
						現状 (B+D) / A	目標 (H32)	
多数利用建築物	学校	6	5	1	1	0	100.0%	—
	病院・診療所	1	1	0	0	0	100.0%	
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	100.0%	
	公営住宅	14	14	0	0	0	100.0%	
	その他	3	2	1	1	0	100.0%	
	小計	25	23	2	2	0	100.0%	
避難所指定建築物	学校	1	0	1	1	0	100.0%	100.0%
	病院・診療所	0	0	0	0	0	-	
	社会福祉施設	2	1	1	0	1	50.0%	
	公営住宅	0	0	0	0	0	-	
	その他	16	7	9	0	9	43.8%	
	小計	19	8	11	1	10	47.4%	
合計	学校	7	5	2	2	0	100.0%	100.0%
	病院・診療所	1	1	0	0	0	100.0%	
	社会福祉施設	3	2	1	0	1	66.7%	
	公営住宅	14	14	0	0	0	100.0%	
	その他	19	9	10	1	9	52.6%	
	合計	44	31	13	3	10	77.3%	

※学校は施設数、その他施設は棟数を示す

資料：中標津町 2017 (平成 29) 年 10 月現在

※避難所指定建築物のうち多数利用建築物に該当するものは除く

表 3-6 中標津町が所有する公共建築物（多数利用建築物若しくは避難所指定施設）

用途分類	名称	所在	建築年度		構造	延べ床面積 (㎡)	階数(階)		多数利用建築物			耐震性の 有無が 不明な建物	避難所 指定	備考	
			(年度)	S56以前			地上	地下	1号	2号	3号				
公共施設	学校	小学校	1 中標津小学校	西9北1	H1	RC	7,429.00	2		○			○		
			2 丸山小学校	丸山	S57	RC	4,967.00	2		○			○		
			3 東小学校	東7南7	H22	RC	6,979.00	3	1	○				○	
			4 計根別学園	計根別	H26	RC	5,471.00	2	1	○				○	
			5 俵橋小学校	俵橋	S45	○	木造	538.00	1					○	体育館改修済 校舎耐震性調査中
	中学校	6 中標津中学校	丸山	H15	RC	6,820.00	3		○				○		
		7 広陵中学校	東10南7	S53	○	RC	4,932.00	2		○			○	体育館改修済 校舎耐震性有	
	病院・診療所	診療施設	1 町立中標津病院	西10南9	H11	RC	16,710.00	5	1	○					
	社会福祉施設	児童福祉施設	1 保落母と子の家(旧保落小学校校舎)	保落	S50	○	鉄骨	982.00	1				○	○	
	その他社会福祉施設	2 シルバースポーツセンター	東20北7	H1	鉄骨	1,489.00	1						○		
	3 総合福祉センター	西10南9	H14	RC	2,851.00	2		○					○	福祉避難所	
	公営住宅等	公営住宅	1 あずまグリーン団地	-	H1	RC	1,327.00	4		○					
	2 あずまグリーン団地	-	H1	RC	1,346.00	4		○							
	3 あずまグリーン団地	-	H2	RC	1,331.00	4		○							
4 あずまグリーン団地	-	H2	RC	1,380.00	4		○								
5 あずまグリーン団地	-	H3	RC	1,367.00	4		○								
6 あずまグリーン団地	-	H3	RC	1,374.00	4		○								
7 あずまグリーン団地	-	H4	RC	1,374.00	4		○								
8 泉団地	-	H9	RC	1,661.00	3		○								
9 泉団地	-	H10	RC	1,661.00	3		○								
10 泉団地	-	H12	RC	1,679.00	3		○								
11 泉団地	-	H12	RC	1,679.00	3		○								
12 泉団地	-	H13	RC	1,679.00	3		○								
13 西町団地	-	H15	RC	2,391.00	3		○								
14 西町団地	-	H16	RC	2,391.00	3		○								
その他	官公署施設	1 役場庁舎	丸山	S55	○	RC	5,977.62	3	1	○			○	H22改修済	
スポーツ施設	2 武道館	丸山	H5			鉄骨	1,250.80	1		○			○		
3 総合体育館	丸山	H28	RC	6,826.26	2			○					○		
公民館等	4 総合文化会館	東2南3	H7	RC	7,996.00	2							○		
5 西児童館(中標津農村研修所)	西5北3	S52	○	木造	358.00	1						○	○		
6 なかよし児童館(東中地区多目的集会所)	東14北4	S59		木造	358.00	1						○	○		
会館以外の集会施設	7 老人福祉センター	計根別	S50	○	鉄骨	808.00	1					○	○		
8 交流センター(計根別支所)	計根別	H6		鉄骨	1,175.00	1						○	○		
9 協和会館	協和	S36	○	木造	325.00	1						○	○		
10 養老牛開拓婦人ホーム(旭新婦人ホーム)	養老牛	S42	○	木造	83.00	1						○	○		
11 開墾へき地保健福祉館	開墾	S49	○	ブロック	205.00	1						○	○		
12 養老牛へき地保健福祉館	養老牛	S51	○	ブロック	196.00	1						○	○		
13 上武佐集会所(上武佐農村研修所)	武佐	S52	○	木造	153.00	1						○	○		
14 拓友館(第2俵落農事集会所)	俵落	S61		木造	203.00	1						○	○		
15 武佐へき地保健福祉館	武佐	S50	○	ブロック	228.00	1						○	○		
16 当幌研修館	東当幌	H9		木造	206.00	1						○	○		
17 上標津へき地集会所	上標津	S32	○	木造	281.00	1						○	○		
18 若竹の里(旧若竹小学校校舎)	西竹	S61		鉄骨	741.00	1						○	○		
19 若竹の里(旧若竹小学校体育館)	西竹	S60		鉄骨	382.00	1						○	○		

※学校は施設数、その他施設は棟数を示す

資料：中標津町 2017(平成29)年10月現在

3-3. 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化の方針

2013（平成 25）年 11 月の耐震改修促進法の改正により、多数利用建築物のうち、病院・店舗・ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）について、その所有者は 2015（平成 27）年 12 月までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました。また、その報告を受けた所管行政庁は、診断結果の公表を行うことが規定されました。

中標津町では、長崎屋中標津店が要緊急安全確認大規模建築物に該当しています。当該施設については、2015（平成 27）年度に耐震診断を実施し、耐震性を有する事が確認されています。また、この結果は中標津町より北海道へ報告されています。

表 3-7 不特定多数の者が利用する大規模建築物の要件（赤枠内）

用途		多数利用建築物 (法第14条)	不特定多数の者 等が利用する建 築物 (法第15条)	耐震診断義務付 け対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む。)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む。)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
集会場、公会堂				
展示場		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ 500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上で 敷地境界線から 一定距離以内に 存する建築物

4. 耐震化に向けた施策

現況と課題、耐震化の目標を受け、中標津町における耐震化に向けた施策は、以下のとおりです。

表 4-1 耐震化に向けた施策（まとめ）

4-1. 耐震診断・改修促進に 向けた環境整備	(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備 (2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実 (3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援 (4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化推進 (5) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物 （防災拠点建築物）の耐震化の促進 (6) 建築物の総合的な安全対策の推進
4-2. 啓発・知識の普及	(1) 地震防災対策資料の作成・活用 (2) 町民向けセミナー等の開催 (3) 町内会、自主防災組織などとの連携
4-3. 耐震診断・改修を担う 人材の技術力向上	(1) 耐震診断・改修技術講習会の開催 (2) 北海道や各種団体との技術連携
4-4. 所管行政庁との連携	(1) 耐震改修促進法に基づく指導等 (2) 建築基準法による勧告又は命令 (3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」との連携

4-1. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備

(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備

住宅の耐震診断・改修は「自分の家は心配ないと思っている」「資金がない」「高齢なのでなくてよいと思っている」「相談先がわからない」など、住民の不安に適切に対応できる体制が整っていない状況にあります。

これらの問題に対応するため、中標津町では相談窓口の設置を行います。

なお相談窓口においては、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるよう体制の整備を図ります。

■主な施策

- ・耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備など

(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

北海道や各種団体などと連携し、耐震診断・改修等に係わる各種情報の提供を行います。

また、中標津町の広報紙やホームページを活用し、耐震診断に関する情報の提供を行います。

特に住宅の耐震化に向けて、「中標津町耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、戸別訪問を通じた意識啓発や情報提供の充実を図ります。

■主な施策

- ・相談窓口などにおける耐震診断・改修に関連する資料の閲覧
- ・中標津町の広報紙やホームページなどを通じた耐震診断・改修に関する情報提供など
(国や北海道のホームページへのリンクなど)
- ・相談会、戸別訪問等*の実施

(3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

中標津町では、北海道、各種団体などと連携し、無料耐震診断・相談会等を行います。

また、住宅の耐震改修費用の一部助成制度として「中標津町既存住宅耐震改修費補助金制度」を2008（平成20）年4月より創設しており、今後も継続します。

■主な施策

- ・相談会、戸別訪問等*の実施（再掲）
- ・「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の実施
- ・北海道根室振興局による無料耐震診断の相談窓口など

*戸別訪問等については、社会資本整備総合交付金要綱（2016（平成28）年10月7日改正）に基づく住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとして位置づけます。なお、緊急耐震重点区域は、中標津町内全域とし、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、耐震化を促進する取組の実施・達成状況を町ホームページに年度ごとに公表することとします。

(参考) 耐震改修税制について

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

■ 【所得税減税】

個人が、平成33年12月31日までに、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%に相当する額（25万円を上限）を所得税額から控除する。

■ 【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について、平成30年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分までに限る）の1/2に相当する額を、耐震改修工事が完了した年の翌年度分（1年度のみ）減額する。（ただし、特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年度分）

○ 耐震改修促進法より耐震診断が義務付けられている建築物に係る耐震改修促進税制

■ 【法人税、所得税】

耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に、耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%に相当する額を特別償却できる措置を講ずる。

■ 【固定資産税】

耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて改修工事を行った場合、当該建築物に係る固定資産税額の1/2に相当する額を、耐震改修工事が完了した年の翌年度から2年度分減額（改修工事費の2.5%に相当する額が限度）する。

(4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化推進

北海道耐震改修促進計画では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定しています。

「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、一定の高さを持つものは耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する建築物として、耐震化の促進を図ることとします。

また、中標津町では「地震時に通行を確保すべき道路」として、下図に示す道路を指定します。

■主な施策

- ・地震時に通行を確保すべき道路沿道対象建築物における誘導・指導の強化など

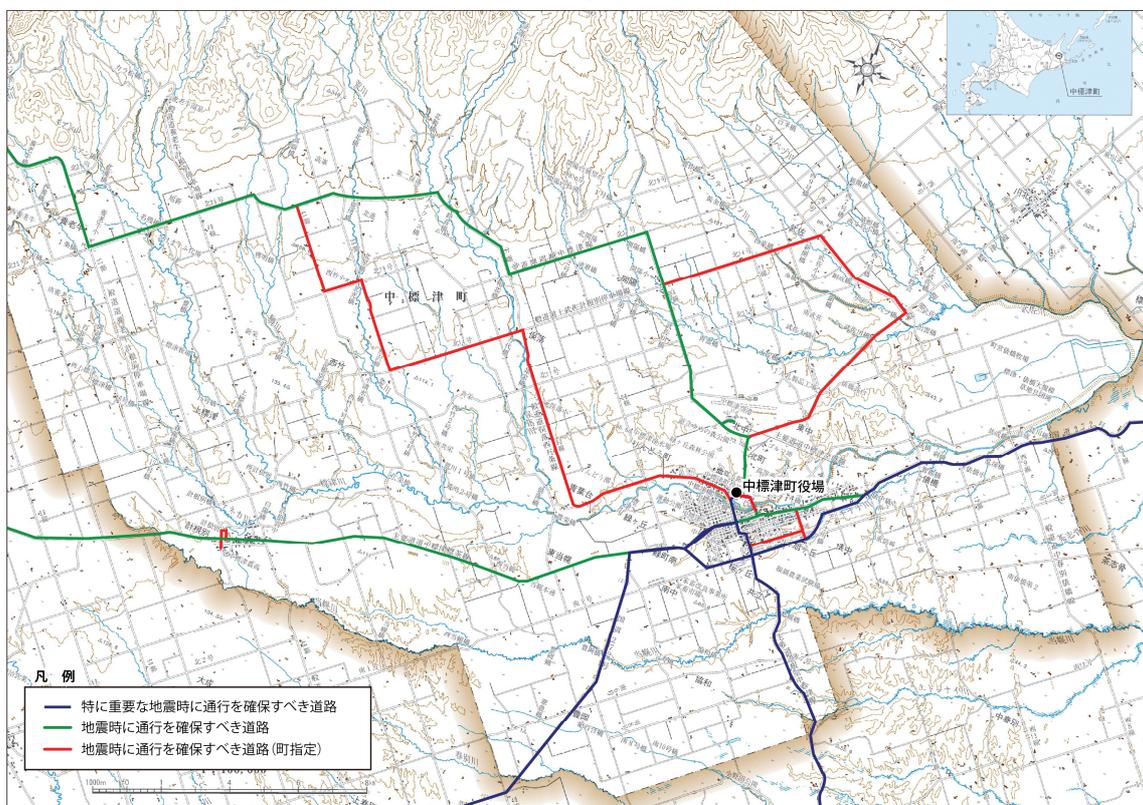


図4-1 地震時に通行を確保すべき道路（中標津町全域）

(5) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）の耐震化の促進

「北海道耐震改修促進計画」では以下のように、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ることとしています。

中標津町では中標津町役場と広陵中学校が該当し、いずれも耐震化済みです。

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定する。

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

資料：北海道耐震改修促進計画 2016（平成28）年5月

(6) 建築物の総合的な安全対策の推進

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生しています。

中標津町では、北海道と連携を図り、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

■主な事業

- ・窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導
- ・広報紙やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知など

4-2. 啓発・知識の普及

(1) 地震防災対策資料の作成・活用

地域において発生のおそれのある地震やそれによる被害の可能性等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられる地震防災マップの提示が有効です。

こうしたことから、中標津町では地域防災計画と連携をとり、想定地震による地震防災マップを作成します。

また、北海道などでは、建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを、パンフレットなどの分かりやすい資料として作成しています。

これら資料を、相談窓口や説明会などで配布するなど、建築物の耐震化について積極的な周知に努めます。

■主な施策

- ・地震防災マップの作成
- ・パンフレット等普及啓発資料の配布など

「誰でもできるわが家の耐震診断 2004年（平成16年）一般財団法人日本建築防災協会」

「戸建て住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ 2016年（平成28年）北海道建設部建築指導課」など

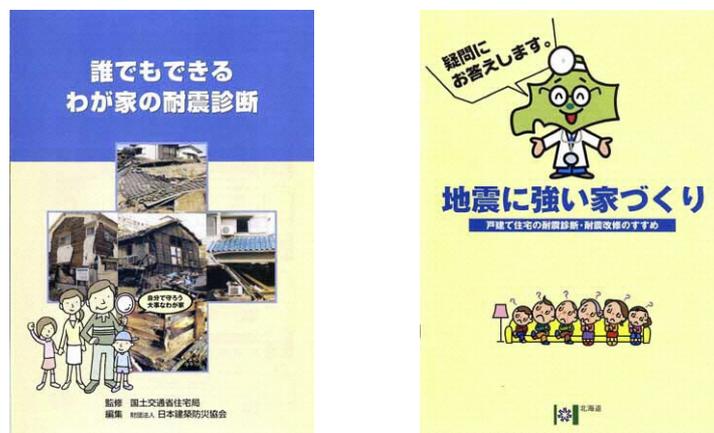


図 4-3 普及啓発パンフレット

(2) 町民向けセミナー等の開催

住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、北海道や各種団体等と連携し、町民向けのセミナーなどを開催します。

■主な施策

- ・町民向けセミナー（耐震リフォームセミナー）の開催など

(3) 町内会、自主防災組織などとの連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

地域において町内会や、自主防災組織は、災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

中標津町は、このような地域単位の取り組みを支援する施策として、町内会や自主防災組織への耐震診断・改修説明会、相談会などを要望に合わせて行います。

■主な施策

- ・町内会向け説明会、相談会の開催など

4-3. 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

(1) 耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要ですが、中標津町においては、住宅・建築物の耐震化に関して、十分な技術・知識を有している建築士等は多くはない状況にあります。

そこで中標津町では北海道や各種団体と連携し、耐震診断・改修技術講習会を開催します。

また、北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家の存在を把握し、名簿等を閲覧しています。

中標津町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加を図ります。

■主な施策

- ・耐震診断・改修技術講習会の開催
- ・講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページと連携）など

(2) 北海道や各種団体との技術連携

北海道や(一財)北海道建築指導センターでは、耐震診断・改修に関する各種技術に関する講習会などを開催しています。

また、北海道では消費者被害を防止し、安心してリフォームを実施できるような環境の整備を図るための方策のひとつとして、行政、建築関係団体、消費者団体による北海道住宅リフォーム推進協議会を2006（平成18）年8月に設置しています。

中標津町では、北海道や団体と連携をとり、耐震診断・改修に関する人材の技術力向上に向けた各種施策の情報提供を行います。

■主な施策

- ・北海道や各種団体が行う各種技術講習会の情報提供など

4-4. 所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

2013（平成 25）年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた努力義務が課されました。

所管行政庁（北海道若しくは中標津町）は、必要があると認める時は、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（北海道若しくは中標津町）は、多数利用建築物所有者に対する措置として、以下の指導等を段階的に行います。

中標津町も北海道と連携し、多数利用建築物の耐震化の促進を推進します。

■主な施策

- ・多数利用建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と中標津町との連携）など

表 4-2 耐震改修促進法に基づく指導等（所管行政庁：北海道）について

対象	<p>■指導・助言対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所：2階・500㎡以上 ・小・中学校：2階・1,000㎡以上 ・老人ホーム等：2階・1,000㎡以上 ・一般体育館：1,000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物：3階・1,000㎡以上 ・道路を閉鎖させる住宅・建築物 ・危険物を取り扱う建築物 <p>■指示・立ち入り対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般体育館：2,000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物：3階・2,000㎡以上 ・幼稚園・保育所：2階・750㎡以上 ・小・中学校：2階・1,500㎡以上 ・老人ホーム等：2階・2,000㎡以上 ・危険物を取り扱う建築物：500㎡以上
実施内容	<p>(1) 多数利用建築物台帳の整備</p> <p>(2) 指導・助言</p> <p>(3) 指示・報告徴収又は立ち入り検査</p>
公表	<p>多数利用建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じてその旨を公表する。</p>

(2) 建築基準法による勧告又は命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、多数利用建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁（北海道若しくは中標津町）は、勧告又は命令*を行うことができるとされています。

中標津町も北海道と連携し、必要に応じた対応を行っていきます。

*建築基準法による勧告又は命令：構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。とされています。

■主な施策

- ・多数利用建築物の所有者に対する指導等（北海道との連携）

(3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」との連携

2006（平成18）年3月に北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。

中標津町においてもこれら会議と連携とり、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進めていきます。

■主な施策

- ・「全道住宅建築物耐震改修促進会議」と連携した各種施策の推進など

5. 計画の推進に向けて

(1) 行政・地域住民組織などが連携した、町民意識の啓発

耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず、建築物の所有者などが「自らの問題」とするという認識を持ち、建築物の耐震化に対する関心を持ち、取り組みを始めることが必要です。

しかし、地震による被災は、個々の建築物の耐震化が行われているだけでは十分ではありません。「地域の問題」として町内会などが認識し、耐震化の普及啓発を行うことが必要です。

町内会での説明会の開催など、地域住民組織との連携を図り、町民意識の啓発を図ることが必要です。

(2) 行政・関係団体などが連携した、専門技術者の技術力向上

中標津町には、耐震診断・耐震改修に関する十分な知識を有している建築士等の専門技術者は多くはない状況にあります。

今後、建築士会、建設業協会や、北海道震災建築物応急危険度判定協議会などの関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換の場づくりを行うことを通し、専門技術者の技術力の向上を図ることが必要です。

(3) 既存住宅耐震改修費補助金の普及推進

住宅は、日常生活を営む上で最も滞在時間が長い場所であるとともに、中標津町では1981（昭和56）年以前に建築された戸建て住宅（専用住宅）が多いことから、耐震診断・耐震改修の早期促進が求められています。

耐震診断・耐震改修は、原則として所有者自らが行う必要がありますが、これらの実施にあたっては多くの費用負担を要することから、中標津町では、「既存住宅耐震改修費補助金」を2008（平成20）年度より創設しており、今後も継続します。

今後、中標津町では「耐震相談窓口」や「戸別訪問」、広報紙などを通し、制度の紹介を行い、より多くの町民への普及推進を図ることが必要です。

【資料編】

資料 1	住民アンケート調査票	58
資料 2	建築物の耐震改修の促進に関する法律	62
資料 3	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	82
資料 4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	94

耐震改修促進計画検討に向けた町民アンケート調査

- ◆ アンケートは宛名のご自身が回答ください。
- ◆ ご回答は、内のあてはまる番号を○で囲むか、内に語句、数字等を記入して下さい。
- ◆ 番号を選ぶ設問では(1つ選択)(あてはまるもの全て)など、選ぶ数を指定しています。
- ◆ お答えいただいたアンケート票は、返信用封筒に入れて平成29年10月23日(月)までに投函してください。切手は不要です。
- ◆ このアンケートは、無記名で、調査結果は統計的に処理するとともに、本調査の目的以外に利用することはありません。

【お問い合わせ先】

中標津町役場 総務部総務課防災係 (電話番号) 0153-73-3111 内線316
月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

問1 「あなた自身のこと」についてお尋ねします。

問1-1 あなたの性別・年齢を教えてください。(各1つ選択)

- | | | | | |
|-------|--------|--------|----------|--------|
| 1. 男性 | 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 2. 女性 | 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70代以上 | |

問1-2 お住まいの字名をご記入ください。(例、東1条、字俵橋等)

問1-3 ご職業を教えてください。(1つ選択)

- | | | | |
|-------------|-------------|--------------|--------|
| 1. 会社員・団体職員 | 2. 公務員 | 3. 農林業・漁業 | 4. 自営業 |
| 5. 学生 | 6. 専業主婦(主夫) | 7. パート・アルバイト | 8. 無職 |
| 9. その他() | | | |

問1-4 同居するご家族の人数を教えてください。

ご自身を含めて () 人家族

資料1 耐震改修計画検討に向けた町民アンケート調査票 (2/4)

問2 お住まいの「住宅や土地」についてお尋ねします。

問2-1 お住まい住宅の土地の所有について教えてください。(1つ選択)

1. 所有している 2. 借地 3. その他()

問2-2 お住まいの住宅は何階建てか教えてください。(1つ選択)

1. 平屋建て 2. 2階建て 3. 3階建て戸建 4 その他()

問2-3 お住まいの住宅の延床面積をご記入ください。(㎡または坪、わかる方でご記入ください)

㎡ 又は 坪

問2-4 お住まいの住宅の完成時期を教えてください。(1つ選択)

1. 昭和25年以前 2. 昭和26年～昭和35年
3. 昭和36年～昭和45年 4. 昭和46年～昭和56年

問3 お住まいの住宅の耐震診断や耐震改修工事についてお尋ねします。

問3-1 耐震診断の実施状況を教えてください。(1つ選択)

1. 耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていた →問3-3へ
2. 耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていなかった →問3-3へ
3. 耐震診断をしていないし、今後も予定はない
4. 耐震診断をしていないが、今後耐震診断をしたいと思っている
→いつ頃を予定していますか?()年ごろ 問3-2へ

⇒ 問3-2 問3-1で「耐震診断をしていない」(3又は4)とご回答いただいた方にお聞きします。耐震診断をしていない理由を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自分の家は心配ないと思っている
2. 資金がない
3. 高齢なのでしなくてよいと思っている
4. 相談先がわからない
5. その他()

資料1 耐震改修計画検討に向けた町民アンケート調査票 (4/4)

問4 耐震診断や耐震改修工事を促進するための施策についてお尋ねします。

■「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」について

中標津町では平成20年4月から、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に、昭和56年5月31日以前に着工された住宅を対象に、補助額30万円を上限として、「耐震改修工事」費用の一部を補助する「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」を設けています。

問4-1 「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」を知っていましたか？ (1つ選択)

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
| 3. その他 () | |

問4-2 根室振興局では、戸建て住宅の無料耐震診断を行っています。

根室振興局による戸建て住宅の無料耐震診断を知っていましたか？ (1つ選択)

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
| 3. その他 () | |

問4-3 旧耐震基準(昭和56年5月31日以前着工)で耐震性が確保されていない住宅の除却に対する補助制度が創設されたら、利用に関して、あなたのお考えを教えてください。(1つ選択し、その理由をお書きください)

- | |
|----------------------|
| 1. 利用したい
(理由:) |
| 2. 利用しない
(理由:) |
| 3. その他 ()
(理由:) |

問4-4 中標津町の住宅・建物の耐震改修の促進に向けて意見や提案などあれば、ご自由にお書き下さい。(自由回答)

質問は以上です。ご協力有り難うございました。

- * 「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」について、制度の詳細等につきましては、中標津町のホームページ(アドレス: <https://www.nakashibetsu.jp/file/contents/373/2831/1.pdf>)をご参照いただくか、町の担当者にご相談ください。
- * 「根室総合振興局の戸建て住宅の無料耐震診断」について、制度等の詳細につきましては、根室振興局のホームページ(アドレス: <http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksd/taisinsinndan.htm>)をご参照いただくか、町の担当者にご相談ください。

資料 2

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)
最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める

道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるこ

とがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

４ 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定を

しようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定

された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法 (平成三年法律第九十号) 第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号) 第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物(同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。)の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない

い。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物につ

いては、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 （平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手續について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手續については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

資料 3

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条 の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号 に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項 に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

- 六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後に

これらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万个

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物

2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号ま

で掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成八年三月三十一日政令第八七号) 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年八月二十九日政令第二七四号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成九年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月一日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号。以下「法」という。)の施行の日(平成十二年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令

の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの(次項において「特定事務」という。)に専ら従事していると認められる都の職員(以下この条において「特定都職員」という。)は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難いものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年十一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

資料 4

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 18 年 1 月 2 日

国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐

震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハマまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハマまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このた

め、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。

国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等か

らなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第 5 条第 1 項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証

するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第 2 号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第 4 号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第 28 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意

する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第 5 条第 7 項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第 1 号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。

2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。